

橿原市男女共同参画行動計画(第2次)

ひと ひと
女と男 かがやき生きる にじプラン
～大すき かしはら～

2008年(平成20年)3月

奈良県 橿原市

男女共同参画社会の実現を目指して



少子高齢化、情報ネットワーク社会の進展、経済のグローバル化、家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会環境は、大きく変化してきました。

それに伴い、一人ひとりの価値観やライフスタイルも多様化し、男女とも新しい時代の様々な生き方への対応が求められています。

しかし、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会通念や慣行などが根強く存在し、女性や男性の活動の選択肢を狭め、職種や社会的役割などに、性別によるかたよりを生じさせたり、家庭内における暴力などの人権侵害を引き起こしたりする状況がいまだに見られます。

国においては、憲法に定められている男女平等の理念に基づき、男女平等の実現に向け「男女共同参画社会基本法」の制定等、法律や制度の整備が徐々に図られてまいりました。本市におきましても、平成 18 年度に「檀原市男女共同参画推進条例」を制定し、人権の尊重や男女平等の推進のため様々な取組を行っています。この「^{ひと}女と^{ひと}男 かがやき生きる にじプラン」は、同条例の趣旨にのっとり、男女共同参画社会に向けた施策を総合的・計画的に進めていくために策定したものです。

本市は、この計画に基づき、積極的に男女共同参画社会づくりに取り組んでまいりますが、その実現のためには市民の皆さまとの協働が不可欠でありますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この「にじプラン」策定のため貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆さま、そして格別にご指導・ご協力を賜りました「檀原市男女共同参画審議会」委員の方々に厚くお礼申し上げます。

2008 年(平成 20 年)3 月

檀原市長 森下 豊

も く じ

第 部 総論

第 1 章 計画策定の基本的な考え方	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 基本理念	2
第 3 節 計画の性格	3
第 4 節 計画の期間	4
第 2 章 計画策定の背景	4
第 1 節 国内外の動き	4
第 2 節 本市の動き	5
第 3 節 社会情勢	6

第 部 各論

第 1 章 計画の体系	10
第 2 章 計画の内容	12
第 1 節 基本目標	12
第 2 節 施策の展開	12
基本目標 男女共同参画を進めるための意識づくり	12
(1) 男女平等の意識づくりと制度・慣行の見直し	12
(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進	18
基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり	22
(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進	22
(2) 新たな分野における男女共同参画の推進	25
(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進	27
(4) 誰もが使いやすい施設・拠点の整備	31
(5) 男女共同参画の視点に立った国際社会への貢献	32
基本目標 男女がともにいきいきと働ける環境づくり	33
(1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	33
(2) 多様な生き方が可能な就業条件の整備	37
(3) 仕事と家庭・地域活動との両立支援	41

基本目標	男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり	48
(1)	生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進	48
(2)	男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくり	50
(3)	社会的に不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備	53
第3章	計画が目指す目標	57
	【指標】	57
	【担当課別事業一覧表】	59
第4章	計画の推進	65
第1節	推進体制	65
第2節	進行管理	66
第 部 資料編		
	檀原市男女共同参画行動計画（第2次）策定経過	67
	檀原市男女共同参画審議会委員名簿	68
	用語説明	69
	檀原市男女共同参画推進条例	73
	檀原市男女共同参画審議会規則	77
	檀原市男女共同参画推進委員会設置規程	78
	檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱	80
	男女共同参画社会基本法	84
	男女共同参画に関する年表	89

「女と男 かがやき生きる にじبران ～大すき かしはら～」の名称について

市民の皆さまよりいただいた意見をもとに、檀原市男女共同参画審議会委員で検討しました。

一人ひとりが個性を生かし、自分らしい色でかがやいた暮らしができる、そのような男女共同参画社会の実現への架け橋となるよう、また、この行動計画が第2次であることから「にじبران」としました。

第 部 総論

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。それに基づいて、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しながら進められてきましたが、なお一層の努力が必要とされています。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある社会を築く上で、性別にかかわらず人権が尊重され、男女があらゆる分野に参画し個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられています。

こうした中、本市においては1998年(平成10年)「檀原市女性行動計画(新しい風21)」を策定しました。その中間年にあたる2003年(平成15年)3月に「男女共同参画かしはらプラン」として見直し、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、2006年(平成18年)に実施した「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」(以下「市民意識調査」)では、男性が優遇されているという意識はいまだ強く、その意識は男性よりも女性がより強いという結果があらわれています。その背景には、社会の様々なしくみが男性中心であることや、今なお根深い性別役割分担意識があることが考えられます。

また、政策・方針決定過程への参画については、本市の審議会等の女性委員の割合がまだまだ低く、目標とする30%に向けて更なる取組が必要となっています。

さらに、2007年(平成19年)2月に実施した「男女共同参画社会実現に向けての事業所等実態調査」(以下「事業所等実態調査」)では、女性の働き方については「育児が一段落したら再び働く」という考え方が多いことから、男女雇用機会均等法¹などを踏まえた職場における男女共同参画の推進やパートタイム

¹ 男女雇用機会均等法 - 正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」という。雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。1985年(昭和60年)公布。2007年(平成19年)4月に改正されたことにより、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止から、男女双方に対する差別の禁止へと拡大された。

労働者等の雇用の安定、再雇用を支援するための取組が求められています。

その他、ドメスティック・バイオレンス²等の表面化しにくい問題に対する取組などいまだ課題が多く残されています。

本計画はこうした課題を解決し、男女共同参画を推進していくにあたり、職場、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野において、施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

第2節 基本理念

本市では思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。男女平等の視点に立ち、職場、学校、地域、家庭、その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現していくため、以下に示す「**橿原市男女共同参画推進条例**」の基本理念に基づいて本計画を推進します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行への配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。

(3) 方針の立案・決定の場への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

² **ドメスティック・バイオレンス（DV）** - 配偶者や恋人など親しい人間関係の中でおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力も含まれる。

(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6) 国際社会における取組を考慮した推進

国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

第3節 計画の性格

本計画は「男女共同参画社会基本法³」及び「檀原市男女共同参画推進条例」に基づくもので、社会のあらゆる分野で男女の平等を具体化する取組である男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、本市が実施すべき施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「なら男女 G E N K I プラン」を勘案するとともに、「市民意識調査」「事業所等実態調査」を実施し、「檀原市男女共同参画推進委員会」及び「檀原市男女共同参画審議会」において審議を重ね、広く市民・事業所等の意見を聞き、その反映に努めました。

また、本計画は「檀原市総合計画」に基づき、さらに人権、福祉、環境などの部門別計画との整合性を図って策定しました。

³ 男女共同参画社会基本法 - 男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、1999年（平成11年）につくられた法律。...84ページ参照

第4節 計画の期間

本計画の期間は、2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）までを目途とします。ただし、その間において、適宜見直しを妨げるものではありません。

なお、「NO.1～NO.85の事業」については、2012年度（平成24年度）までに取り組む事業を記載しています。

第2章 計画策定の背景

第1節 国内外の動き

国際連合（国連）では1975年（昭和50年）の「国際婦人年」に「世界行動計画」が採択され、1976年（昭和51年）以後10年間を「国連婦人の10年」と定め、各国政府に対して女性問題への取組の推進を求めました。その後、1979年（昭和54年）『女子差別撤廃条約』、1985年（昭和60年）『婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略』（第3回世界女性会議 ナイロビ）の採択を経て、1995年（平成7年）には、女性の地位向上のための世界的な行動指針である『北京宣言』及び『行動綱領』（第4回世界女性会議 北京）が採択され、2000年（平成12年）の国連特別総会「女性2000年会議」では、北京行動綱領採択5年後の実施状況を検討・評価し、『政治宣言』と『更なる行動とイニシアティブに関する文書』（成果文書）が採択されました。

また、2005年（平成17年）「第49回国連婦人の地位委員会」では、『北京宣言』・『行動綱領』及び『成果文書』を再確認する『政治宣言』が採択され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

その間、国では1996年（平成8年）に新国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」を制定し、2000年（平成12年）には同基本法第13条に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2005年（平成17年）12月にはそれまでの取組を評価・総括した上で「男女共同参画基本計画（第2次）」

が策定されています。

奈良県においても1986年(昭和61年)に「奈良県婦人行動計画」が策定され、1997年(平成9年)には「なら女性プラン21 - 奈良県女性行動計画(第二期) - 」が策定されました。2001年(平成13年)には県民・事業者・市町村とともに連携して男女共同参画を推進していくための「奈良県男女共同参画推進条例」が制定されています。その後、2002年(平成14年)には「奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改訂版)」、2006年(平成18年)には「なら男女G E N K Iプラン - 奈良県男女共同参画計画(第2次) - 」がそれぞれ策定され、これに基づいた様々な施策が推進されています。また、2006年(平成18年)には配偶者からの暴力防止と被害者に対する自立支援を総合的・計画的に推進するための指針として「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定され、ドメスティック・バイオレンスに関する取組が進められています。

第2節 本市の動き

本市における女性政策の取組については1997年(平成9年)に企画調整課女性政策係を設置し、同年に「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」と「男女共同参画社会実現に向けての職員意識調査」を実施しました。またその年設置した「橿原市女性施策推進懇話会」から翌年2月に、女性施策の推進に関する提言を受けました。

これらに基づき、1998年(平成10年)に「橿原市女性行動計画(新しい風21)」を策定し、6月には「橿原市女性施策推進委員会」(2002年(平成14年)4月「橿原市男女共同参画推進委員会」に名称変更)を設け、全庁的な取組体制を整備しました。

2001年(平成13年)に「橿原市女性行動計画(新しい風21)」の計画期間の中間年を控えて、計画見直しの基礎資料とするために「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」を実施し、計画策定後の市民意識の変化や女性に対する暴力の実態の把握に努めました。さらに2002年(平成14年)6月には「橿原市女性施策推進懇話会」を、「橿原市男女共同参画推進会議」と名称を改め、また、市民公募委員を加え、男女共同参画施策の充実した推進を図るため組織変更しました。

2003年(平成15年)3月には「男女共同参画かしはらプラン」を策定し、男

女共同参画社会の実現のために各種の施策を推進してきました。2006年（平成18年）3月には「檀原市男女共同参画推進条例」を制定し、あらゆる分野で男女が対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会の実現を目指しています。

また、それに伴い「檀原市男女共同参画審議会」を設置し、組織の充実に努め、男女共同参画の推進に必要な事項について検討を重ねています。

第3節 社会情勢

1 少子高齢化の進展

わが国では、少子高齢化が急速に進行しています。2006年（平成18年）の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの平均数）は1.32であり、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回っています。また、平均寿命の伸長や少子化の進行により人口構造の高齢化が進んでいることから、2055年（平成67年）には国民のおよそ2.5人に1人が65歳以上という超高齢社会が到来することが予測されています。

2005年（平成17年）の国勢調査によると、本市においても、総人口に占める14歳以下の年少人口の割合は15.0%、65歳以上の高齢者人口の割合は17.7%となっており、全国平均（年少人口13.6%、高齢者人口21.0%）と比較すると、進行はやや遅いものの少子高齢化が進展しています。

少子化は、未婚化・晩婚化の進行や夫婦の出生力の低下など様々な要因があるとされていますが、その背景には個人の価値観の多様化、子育てへの経済的な負担感や仕事と子育ての両立に対する負担感が増していることなどがあると考えられています。また、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化も要因として考えられています。

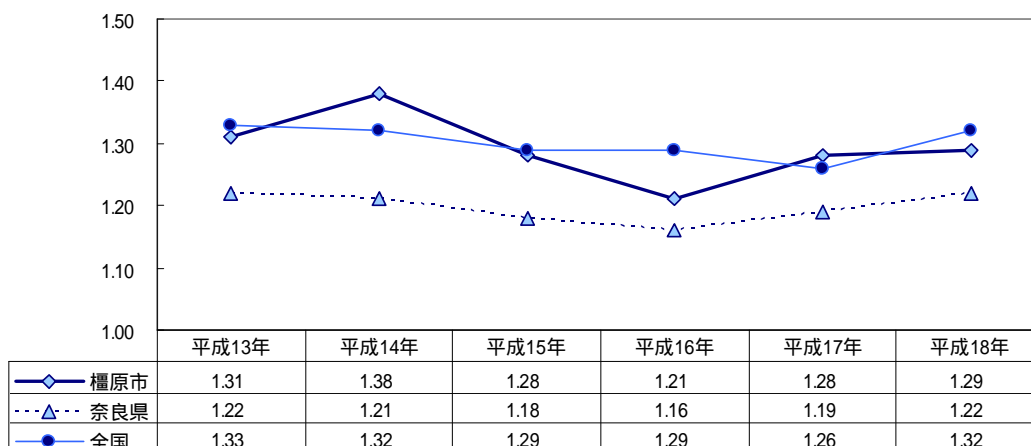
わが国の総人口は2025年（平成37年）に1億2,000万人を割り、その後も減少すると予測されている一方で、高齢者人口は今後団塊の世代（1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた者）が65歳に到達する2012年（平成24年）には3,000万人を超え、2018年（平成30年）には3,500万人に達すると見込まれています。高齢者の姿や状況は性別、健康状態、経済力など多様であることから旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策を展開していくことが求められます。

急速な高齢化の進展の中で、65歳以上の人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性です。高齢社会対策大綱における男女共同参画の視点を踏まえ、特に男性より平均寿命の長い女性高齢者の暮らし方、経済状況、健康問題等の実態などを把握し、生涯を通じて男女がいきいきと安心して暮らせる社会を築くことが大切になります。

高齢化の進行に伴い、高齢者と現役世代（15～64歳の生産年齢人口）の比率をみると、1960年（昭和35年）には1人の高齢者に対して11.2人の現役世代がいたのに対して、2005年（平成17年）には3.3人になっており、2055年（平成67年）には現役世代が1.3人で1人の高齢者を支えるという状況になると予想されています。このことによる影響として経済的には、労働人口の減少による成長率の低下、また年金・医療・福祉等の社会保障の分野においては、現役世代の負担の増大などが懸念されます。

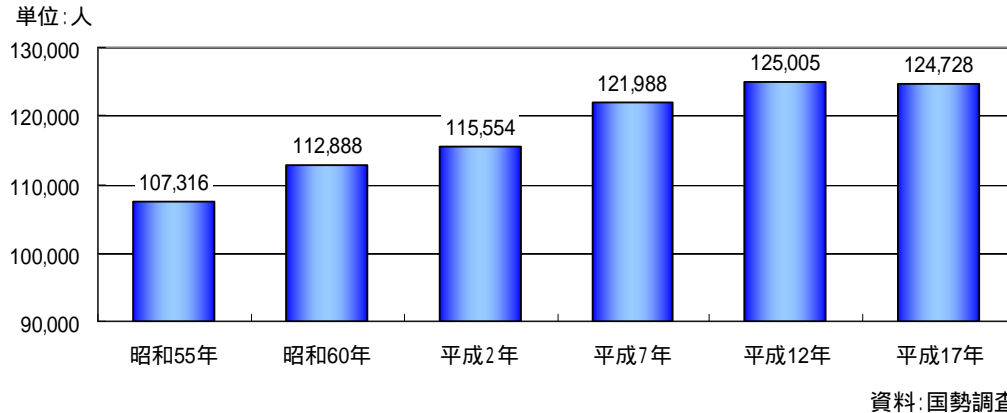
こうした中、豊かで安定した社会を実現するためには、性別や年齢などにとらわれない社会参画が不可欠であり、家庭を基本としつつも、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。

【図 合計特殊出生率の推移(橿原市・県・国との比較)】

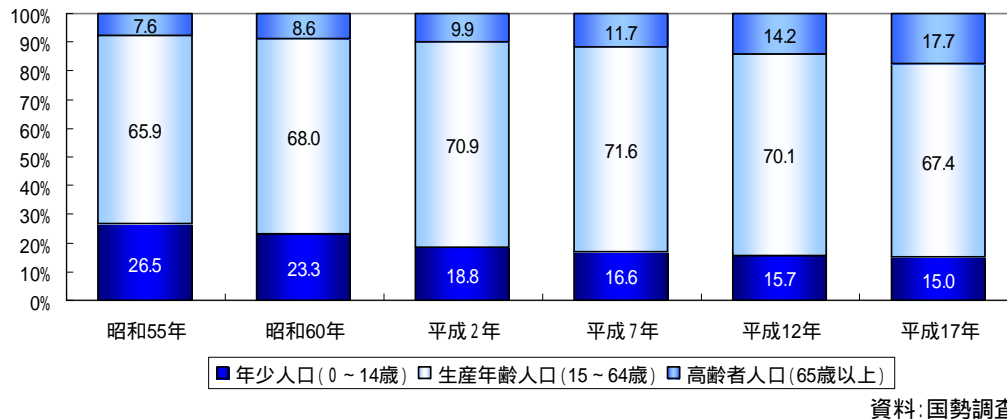


資料:男女共同参画室調べ

【図 権原市の総人口の推移】



【図 権原市の年齢3区分別人口割合の推移】



2 雇用環境の変化

これまで、日本の経済は戦後の復興期から高度成長期にかけて大きく発展してきました。その間、農業中心から工業中心へと移行する中で、所得の増加、平均寿命の伸長、進学率の上昇などがみられました。

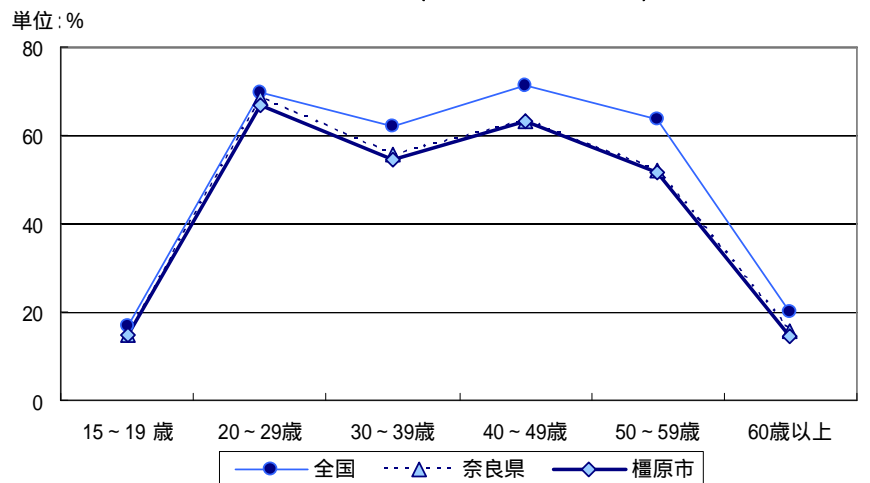
女性の労働力率をみると、20歳代に一度ピークを迎え、その後減少した後再び増加し、40歳代後半に二度目のピークを迎えるといういわゆる“M字カーブ”を描いています。これは、結婚や出産を機にいったん仕事をやめ、子育て等が落ち着いた頃に再び就労するためと考えられますが、本市は全国と比べて“M字カーブ”の谷(ボトム)が深くなっています。また、再び就労する際の働き方としては、パート・アルバイトといった非正規雇用の形態が多くなってい

ます。

現在、景気は回復傾向にあるものの、雇用環境は依然として厳しい状況にあり、終身雇用や年功序列賃金などの日本型雇用慣行が揺らぎつつあります。また、情報通信技術（IT）の飛躍的な進展により、就業形態の多様化が進んでいます。

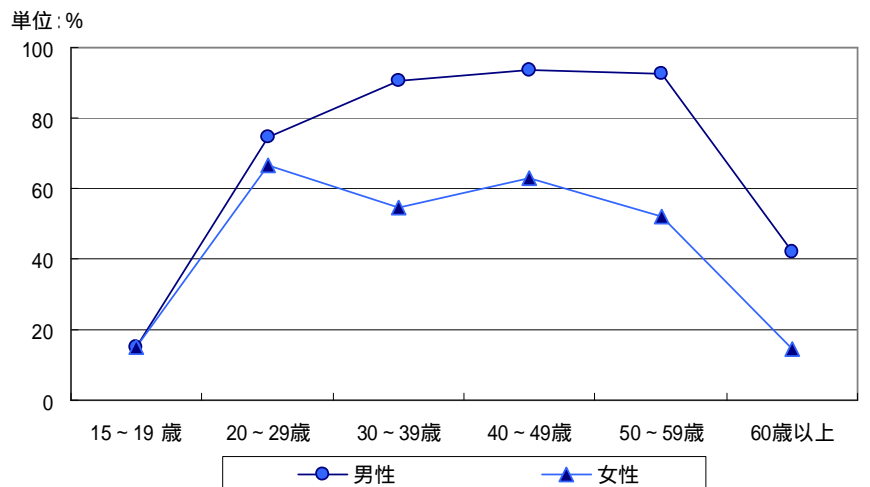
今後は、少子高齢化に伴う若年労働力の不足により、これまで以上に女性の労働力に期待が寄せられ、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、仕事と家庭の両立支援など、一人ひとりの意欲と能力を生かせる環境づくりが求められています。

【図 女性の労働力率(橿原市・県・国との比較)】



資料：国勢調査(平成17年)

【図 男女別の労働力率(橿原市)】



資料：国勢調査(平成17年)

第●部 各論

第1章 計画の体系

基本目標	主要課題
<p>男女共同参画を進めるための意識づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女平等の意識づくりと制度・慣行の見直し (2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進
<p>男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 (2) 新たな分野における男女共同参画の推進 (3) 家庭や地域における男女共同参画の推進 (4) 誰もが使いやすい施設・拠点の整備 (5) 男女共同参画の視点に立った国際社会への貢献
<p>男女がともにいきいきと働ける環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 多様な生き方が可能な就業条件の整備 (3) 仕事と家庭・地域活動との両立支援
<p>男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進 (2) 男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくり (3) 社会的に不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備

重点項目

(1)-1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進

(1)-2 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供

(1)-3 市職員への男女共同参画意識の浸透

(1)-4 メディアにおける人権の尊重

(2)-1 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

(2)-2 家庭における男女平等教育の推進

(2)-3 地域における男女平等教育の推進

(1)-1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

(1)-2 事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

(2)-1 まちづくり、環境、観光への男女共同参画の推進

(2)-2 防災・災害復興等への男女共同参画の推進

(3)-1 仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にする支援の充実

(3)-2 男女共同参画に基づく地域活動の促進

(4)-1 男女共同参画の視点に立った施設の整備

(5)-1 国際的視点に立った男女共同参画の取組の推進

(1)-1 実効性のある労働条件・環境の整備

(1)-2 女性の就労に関する情報収集と提供

(2)-1 職業能力の開発と就業の支援

(2)-2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進

(3)-1 仕事と子育て・介護の両立のための環境整備

(3)-2 総合的な子育て支援策の充実

(3)-3 介護を担う人への支援の充実

(1)-1 生涯を通じての健康づくりの推進

(1)-2 母子保健の充実

(1)-3 健康をおびやかす問題への対応

(2)-1 暴力を許さない社会づくり

(2)-2 ドメスティック・バイオレンス等に対する相談体制の充実

(3)-1 ひとり親家庭への自立支援の充実

(3)-2 高齢者や障害のある人への支援の充実

(3)-3 在住外国人への支援の充実

第2章 計画の内容

第1節 基本目標

本計画は以下に掲げる4つの基本目標に基づいて、各種施策を推進します。

- 基本目標 男女共同参画を進めるための意識づくり
- 基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり
- 基本目標 男女がともにいきいきと働ける環境づくり
- 基本目標 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

第2節 施策の展開

- 基本目標 男女共同参画を進めるための意識づくり

(1) 男女平等の意識づくりと制度・慣行の見直し

「市民意識調査」の結果では、社会の様々な分野における男女の地位は、「学校教育の場で」と、「法律や制度の上で」を除くすべての分野で男性優遇感が強く、中でも「社会通念・慣習・しきたりなど」の分野では、男女の不平等感が最も強く意識されており、男女平等・男女共同参画の実現は、まだまだ十分とはいえません。

また、法律や制度上で男女平等になっていたとしても、それを運用する人々の意識に性別による固定的な役割分担意識⁴や男性優位の考えがあれば、法律や制度の目的が十分に果たせません。

また、「市民意識調査」では、男性の半数以上の人には「男はつらいと感じることがある」と回答しています。「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は女性に対してだけでなく、男性に対しても負担感を持たせており、「男だから、女だから」という縛りは、一人の人間として生きづらくすることにも

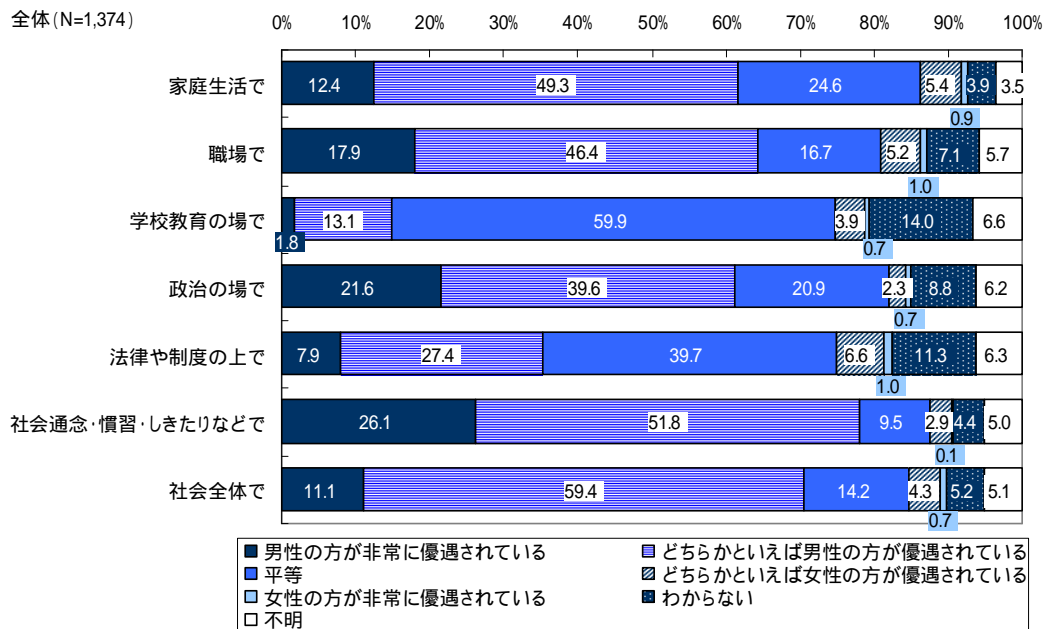
⁴ 性別による固定的な役割分担意識 - 男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

つながりかねません。社会におけるあらゆることごとについて、男女共同参画の視点から見直し、人々の意識に残る性別による固定的な役割分担や男性優位の考えの払しょくに努める必要があります。

性別にかかわらず、いきいきと暮らせる社会づくりを目指し、「男女共同参画かしはらプラン」に引き続き意識の改革に取り組むことが重要です。

行政機関は市民に対して多数の情報を発信していますが、公的機関が発信する情報は、いずれかの性を優先したり、性別による固定的な観念にとらわれた表現やイラストがないか点検し、男女共同参画を推進する内容となるような表現の浸透を進める必要があります。

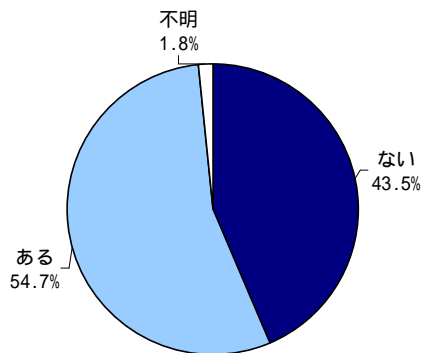
【図 各分野における男女の地位の平等感】



資料：市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

【図 男はつらいと感ずることがある割合】

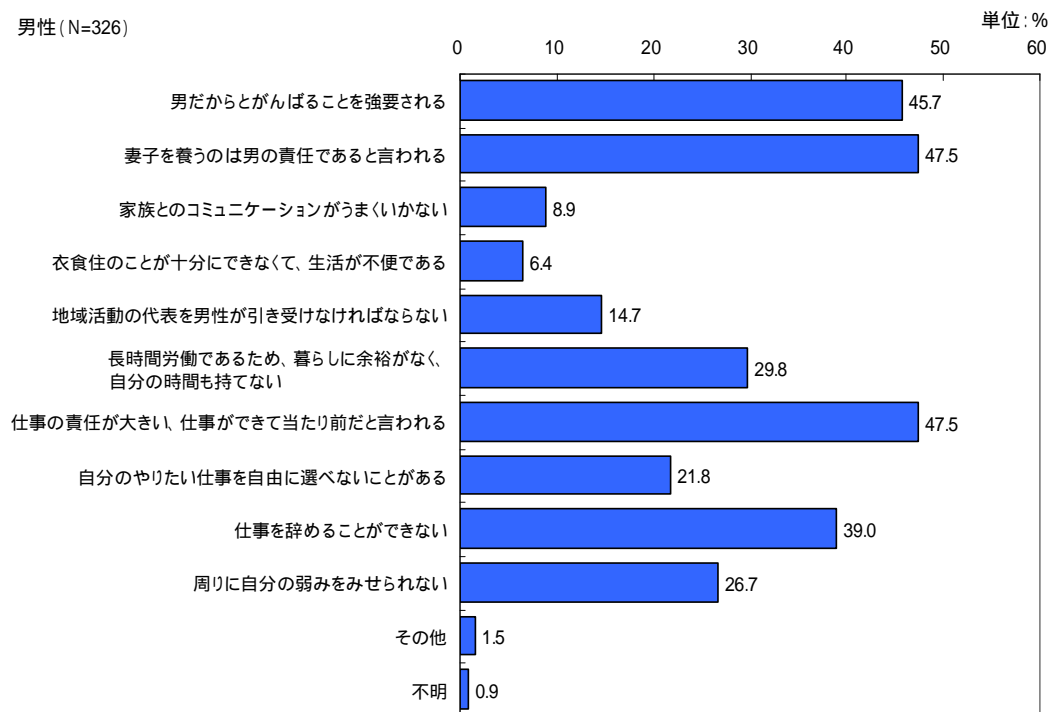
男性 (N=596)



資料: 市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

【図 男はつらいと感ずること】

男性 (N=326)



資料: 市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

(1)-1 男女共同参画を進める広報・啓発活動の推進

あらゆる生活場面において性別による固定的な役割分担意識を払しょくするよう、市民、団体等を対象に男女共同参画の重要性についての広報・啓発を行うとともに、講演会等の実施にあたっては、開催日時等を参加しやすいように工夫し、内容の充実にも努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
1	性別による固定的な役割分担意識の払しょく	広報紙や啓発冊子等を通じて社会通念・慣行・しきたり等を見直すきっかけとなるような広報・啓発に努めます。	男女共同参画室 人権施策課
2	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	男女共同参画に関する講演会や講座を開催します。	男女共同参画室
3	人権にかかわる広報・啓発活動の充実	男女共同参画の基本となる人権尊重の意識をはぐくむため、広報・啓発活動を充実します。 図書館においては、関連図書の期間展示を通じて啓発に努めます。	人権施策課 人権教育課 図書館

(1)-2 男女共同参画に関する調査・研究と情報の収集・提供

国や県、関係機関が進める男女共同参画の進捗状況を把握し、調査・研究を進めるとともに、国や県、周辺市町村や民間団体など、男女共同参画に関して積極的に取り組んでいる活動の情報や資料の収集・提供に努め、市民の自主的な研究活動を促進します。

NO.	事業	事業内容	担当課
4	多様な媒体を活用した情報提供	ホームページや広報紙等を通じて男女共同参画に関する情報の提供に努めます。	男女共同参画室 人権施策課
5	男女共同参画に関する資料の収集、調査	男女共同参画施策を進める上での基礎資料とするため、男女共同参画に関する調査・研究を進めるとともに、関連図書等の収集を行います。	男女共同参画室 図書館

(1) - 3 市職員への男女共同参画意識の浸透

市職員が職場、家庭などで率先して男女共同参画にかかわり、男女共同参画の視点から施策を推進できるよう、意識づくりを行います。

NO.	事業	事業内容	担当課
6	男女共同参画の視点に立った職場づくり	社会制度や慣行にとらわれることなく、男女がともに働きやすい職場づくりを推進します。	全課
7	男女共同参画推進委員会における活動の充実	実務担当者部会において、理解と認識を深め、各職場における男女共同参画の推進役を担い、男女共同参画の気運の醸成を図ります。	男女共同参画室
8	職員研修等の実施	職員が男女共同参画について理解を深めるための研修等を実施します。	男女共同参画室
9	女性職員の参画意識の向上	性別にとらわれない職種・職域の拡大を図るため、女性の参画意識の向上に向けた啓発を行います。	男女共同参画室

(1) - 4 メディアにおける人権の尊重

市の発信する情報が人権の尊重、男女平等の視点に立っているか点検するとともに、市民に対しては情報を主体的に読み解く能力（メディアリテラシー⁵）をはぐくむための支援を行います。

NO.	事業	事業内容	担当課
10	男女共同参画を進めるための表現の浸透	公的機関の発行する刊行物が、男女共同参画の視点から適切な表現が用いられているかを点検するための、表現ガイドラインを作成し、その浸透に努めます。	全課
11	メディアリテラシーの向上のための支援	情報の受け手である市民に対して情報を主体的に読み解き、自己発信する能力の向上を図るための学習機会を提供します。	社会教育課 男女共同参画室

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担に、否定的な考えをする人の割合	51.4% (平成 18 年 9 月実施の市民意識調査結果より)	55%
男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	14.2% (平成 18 年 9 月実施の市民意識調査結果より)	20%

⁵ **メディアリテラシー** - メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、差別的な内容や固定化された男女の役割像が含まれていることが見受けられることも少なくない現状にある。メディアが伝える情報を見極め、利用者自身が情報を評価し識別することが大切である。

(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進

乳幼児期、学童期は、その後の人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、地域、学校、家庭などにおける教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

次代を担う子どもが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、成長する段階に応じて、それぞれの個性と能力を十分に伸ばすことができる教育をすることが大切です。

「市民意識調査」によると「学校教育の場で」の男女の平等感「平等」が6割程度で男女平等教育は浸透しつつあります。しかし、性別による固定観念に基づく進路指導や生活指導などが行われたり、「隠れたカリキュラム⁶」が存在し、男女が平等に扱われないことがないように、今後も保育所、幼稚園、学校において教職員自らが、男女の人権尊重や、男女平等の意識の高揚に努め、指導方法等の共有化を図るとともに、発達段階に合わせた男女共同参画の推進に取り組むことが重要です。

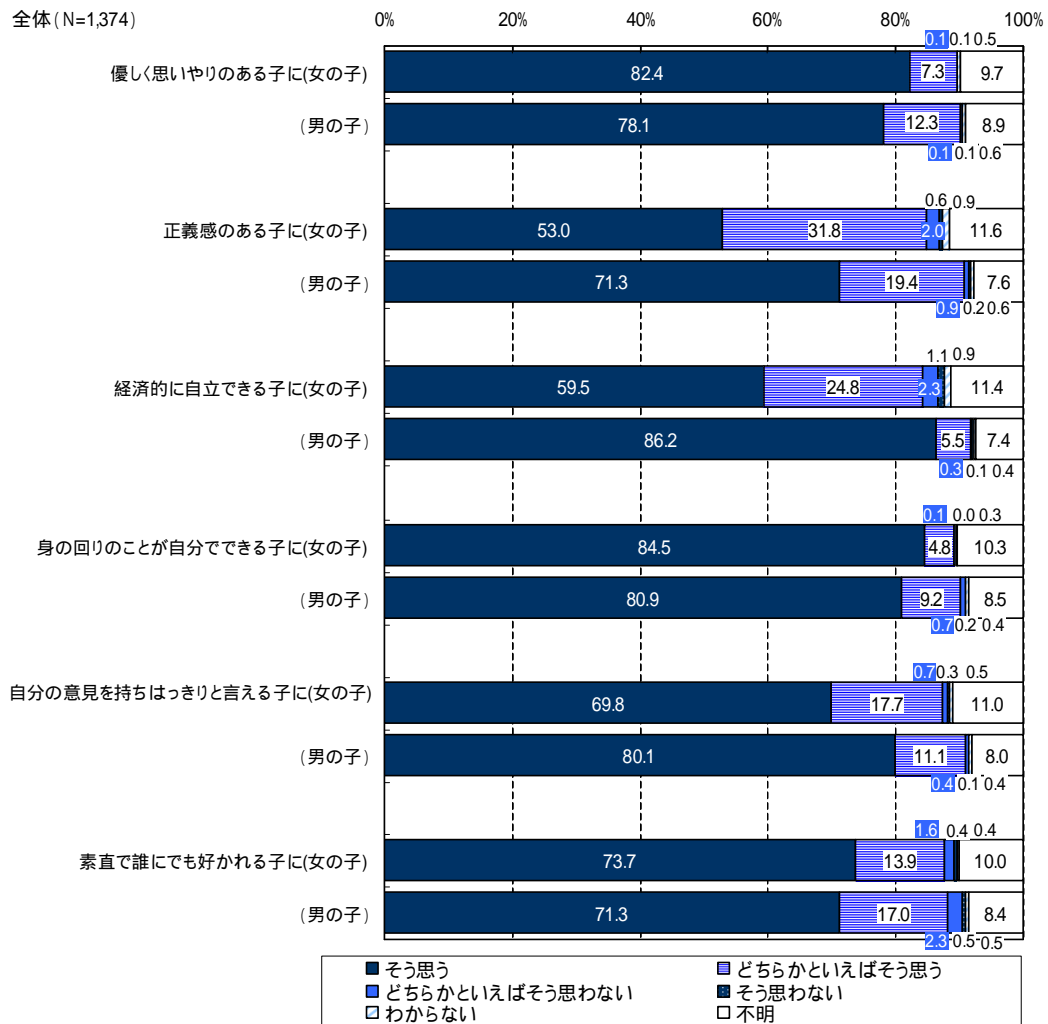
子どもにとって、生まれてはじめて接する人は家族であり、成長する過程において、その家族に愛され、愛することを通じて自分を大切にすることや他人を思いやる心がはぐくまれる場が家庭です。すべての人間形成の基盤となる家庭においてお互いに人格を認め合い、男女平等の意識を高める家庭づくりが必要です。

家庭とともに地域における社会制度や慣行は、日常の生活を通じて子どもへも伝わります。従来の社会制度や慣行を見直しながら女性が様々な分野に参加し、活躍できる場を広げることが重要です。

また、最近では、生きがいや心の豊かさが感じられる生き方を求める人が多くなっています。生涯にわたって様々な学習の機会が確保されることが求められています。

⁶ **隠れたカリキュラム** - 正規のカリキュラムに対して、なにげない言葉・動作などにより、固定的な男女の役割意識を無意識のうちに伝達しているものをいう。例えば、日常的な習慣や学校行事、クラブ活動における男女の役割分担や、性別を意識した進路指導などが挙げられる。

【図 子どもの育て方】



資料：市民意識調査(平成18年9月実施)



(2) - 1 保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進

保育所・幼稚園・学校におけるあらゆる教育活動を通して、男女平等の教育を推進し、性別による固定的な役割分担意識の払しょくに努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
12	男女平等観に基づく教育・保育の推進	保育所・幼稚園・学校において、人権尊重と男女平等の視点に立った教育・保育活動を推進します。	学校教育課 児童福祉課 人権教育課
13	発達段階に応じた性教育の推進	学校において、人権尊重・男女平等の精神に基づき、児童や生徒の発達段階に合わせた性に関する指導を推進します。	学校教育課 人権教育課
14	男女平等教育に関する研修の充実	教職員の男女平等の意識の高揚に努め、誰もが男女平等教育に取り組めるよう指導方法等の共有化を図る研修を充実します。	学校教育課 人権教育課 児童福祉課
15	男女平等観に基づく進路指導の実施	性別にかかわらず、個々の生徒の能力や適性を重視した進路指導を実施するとともに、生徒の主体的な職業選択のために職場研修や職場体験の充実を図ります。	学校教育課 人権教育課

(2) - 2 家庭における男女平等教育の推進

家庭教育のあり方は子どもの成長に大きな影響を与えることから、様々な機会を捉えて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
16	家庭教育のための学習機会の提供	親が家庭教育に関する学習の機会を持ち、家庭の教育力を向上させるため、家庭教育学級を推進します。	社会教育課

(2) - 3 地域における男女平等教育の推進

社会の状況や人々の価値観が大きく変化する中で、誰もが豊かな人生を送るために男女共同参画の視点は重要であることから、講座やシンポジウムの開催等をはじめとして、様々な学習の機会を捉えて、地域における男女平等教育を推進します。

NO.	事業	事業内容	担当課
17	地域における学習の支援	男女がともに学習できる環境の整備や情報提供等の支援を行います。	社会教育課 福祉政策課 公民館 健康増進課
18	講座・シンポジウムなどの啓発活動の実施	男女が自立の意識をはぐくみ、生涯を通じて様々な分野で活躍することを可能にするための学習機会を充実します。	社会教育課
19	地区別懇談会の推進	身近な地域で人権尊重について学び、具体的な行動に結びつくよう、地区別懇談会を推進します。	人権教育課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
家庭教育学級の開講数	30 学級	37 学級 (100%)
地区別懇談会の開催数及び参加者数	48 回 1,357 人	50 回 2,000 人

基本目標 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

女性の社会参加が進み、国の審議会等における女性の占める割合は、目標値である30%を達成しました。また、2007年(平成19年)に行われた統一地方選挙では、地方政界への女性の進出がめざましく、平成大合併の影響もあり議員の数は減少している中で、都道府県議員に占める女性の数は前回より26人増えて190人となっています。また、市議会議員に占める女性の割合も14.0%と、いずれも過去最高となっています。

本市においては市議会議員の女性の割合は2007年(平成19年)10月29日現在で19.2%と高いものの、審議会等に占める女性の割合は、目標とする30%には至っていない状況です。また、女性のいない審議会等は、全体の21.4%を占めており、今後は女性が皆無の審議会等の早急な解消が求められています。

男女共同参画の視点を浸透させるためには、社会における意思決定の場に男女がバランスよく参画することが必要です。そのためには、女性自身が社会のあらゆる分野への関心や理解を高めること、また女性が社会に参画する気運を醸成することが何よりも重要です。また、女性も自らの能力の向上に努め、エンパワメント⁷を図り、政治的・経済的・社会的に力をもった存在になることが求められます。今後さらに女性のエンパワメントを支援するとともに、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)⁸についても視野に入れて実質的な男女平等の実現を図ることが必要です。

⁷ エンパワメント - 「力をつけること」を意味し、女性が自らの生活について自分で決定していく自己決定能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画など、女性が能力を培っていくことをいう。

⁸ ポジティブ・アクション(積極的改善措置) - 男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に、その機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。また、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するため、企業による積極的かつ自主的な取組をいう。

【表 市議会議員・審議会等委員の女性割合】

	全体	うち女性数	女性の割合
市議会	26人	5人	19.2%
審議会・委員会等	756人	164人	21.7%

資料：男女共同参画室調べ

(市議会：平成19年10月29日、審議会・委員会等：平成19年4月1日現在)

(1) - 1 行政における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

政策・方針決定への女性の参画は、女性が自己実現を図るとともに、社会の構造や仕組みを変えていくことにもつながり、調和ある発展に欠くことができないものであることから、各分野への女性の進出を促進し、政策・方針等の決定に共同して参画する機会が確保されるよう推進します。

NO.	事業	事業内容	担当課
20	審議会・委員会への女性の積極的登用	審議会・委員会への女性の積極的な登用を図り、できるだけ早い時期に女性登用率の30%達成を目指します。	全課
21	女性のいない審議会等の解消	女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	全課
22	登用基準の見直し	要綱等における登用基準の見直しを行い、女性の意見等を反映させる場の拡大を目指します。	全課
23	女性の職域拡大・能力開発の推進	「人材育成基本方針」にのっとり、女性職員の政策立案研修や専門分野における研修等への参画を促進し、人材育成の充実に努めます。	人事課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
審議会等における女性の登用率	21.7%	30%
女性のいない審議会等の割合	21.4%	0% (解消)
市職員の管理職に占める女性の割合	【全体】24.0%	30%
	【教職員を除く】 15.4%	18%
校長・教頭職への女性職員の占める割合	13.6%	継続的に増加
自治会の委員に占める女性委員の割合	8.4%	増加

(1) - 2 事業所・団体等における方針決定過程への女性の参画の促進

啓発活動や各種支援施策を通じて、事業所や自治会等の団体に対して方針決定過程への女性の参画を促進します。

NO.	事業	事業内容	担当課
24	女性の登用促進の働きかけ	事業所・自治会等の団体において役員等に女性が積極的に登用されるよう、情報提供等を通じて働きかけを行います。	全課

(2) 新たな分野における男女共同参画の推進

地域における人間関係が希薄になってきているといわれる中で、自分たちの暮らす地域は自分たちで良くしていこうという動きや、まちづくりを行政主導で進めるのではなく、住民とのパートナーシップに基づいて暮らしやすいまちづくりを進める重要性が認識されるようになっていきます。国の「男女共同参画基本計画(第2次)」では、新たな取組を必要とする分野として、まちづくり、観光、防災・災害復興、環境等の各分野が掲げられました。これらは生活に身近な分野であり、男女がともに参画し、様々な発想、地域の活性化、暮らしの改善が求められるものです。

本市には美しい自然景観や歴史・文化遺産等が数多くあります。このような恵まれた環境を生かして、男女共同参画の視点からもまちづくり、環境、観光の分野における取組を推進していく必要があります。

環境づくりでは「檀原市花いっぱい運動推進モデル地区育成事業」を実施し、身近な環境美化活動にも取り組んでいます。このような分野においても企画・立案の時点から女性の参画が求められています。

また、防災・災害復興については「檀原市地震防災対策アクションプログラム」に基づいて安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。さらに男女共同参画の視点にも配慮しながら地域での女性の参画を進めていくことが大切です。



(2) - 1 まちづくり、環境、観光への男女共同参画の推進

まちづくりや環境、観光分野にかかわる女性は多くみられますが、企画・立案の段階からかわり、リーダー等として活躍している人は少ないことから、男女共同参画の視点に立った活動の活性化に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
25	学習機会の提供	女性の意見を反映させることで地域が活性化するよう、女性が参画した地域づくりの好事例を紹介するなどの情報提供や学習機会の提供に努めます。	観光課
26	企画・立案への女性の参画の促進	企画・立案の段階から男女がともに参画できるよう、男女の構成比率を明確にするなど、積極的な参画を促進します。	観光課
27	地域団体との協働による環境啓発や環境美化活動の取組	ボランティア団体等と協働し、環境に関する啓発に取り組みます。また、地域団体が実施する花づくり等の環境美化活動に、より多くの市民参画のもと、効果的に取り組めるよう支援します。	環境対策課

(2) - 2 防災・災害復興等への男女共同参画の推進

被災時には家庭的責任が女性に集中するという問題や、避難生活において男女のニーズの違いがみられることなどから、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の確立を目指します。

NO.	事業	事業内容	担当課
28	地域防災活動への男女共同参画の推進	自主防災会・自治会等の地域コミュニティが防災に果たす役割は大きいことから、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促進し、地域防災力の向上に努めます。	防災安全課

NO.	事業	事業内容	担当課
29	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	災害時においては女性や高齢者などが被災するケースが多いため、防災対策の立案については災害時に援護が必要な人の視点に立った対策を講じます。	防災安全課
30	災害復興体制の確立	市が実施する災害対応業務における復興業務体制については女性の視点に立った対応ができるよう取り組みます。	防災安全課

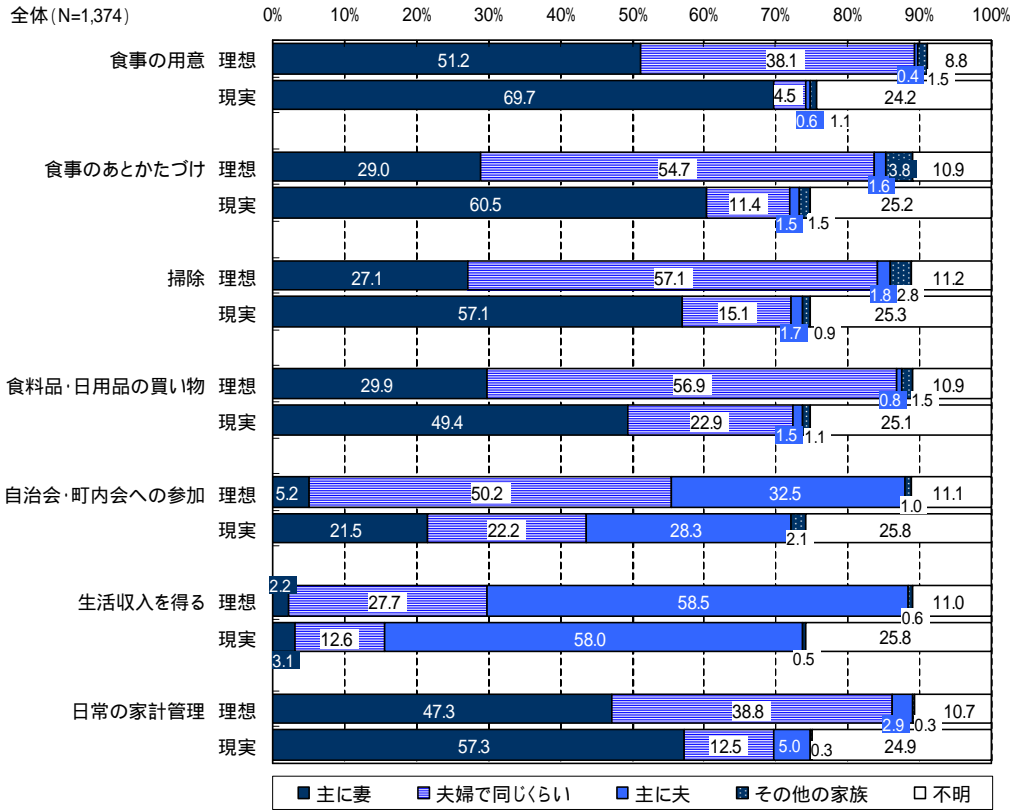
(3) 家庭や地域における男女共同参画の推進

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をはじめとする労働に関する法律や制度は整いつつあるものの、「市民意識調査」では、生活収入の確保は大半が男性であり、掃除、食事の用意、食事のあとかたづけ等の日常の生活については主に女性が担っている状況がうかがえます。しかし、理想は、男女が同じ程度担うことを考える人が多く、理想と現実との隔たりがみられます。また、仕事と家庭生活・地域活動との関係では、女性には「家庭生活・地域活動と仕事を両立」が望まれており、男性には「あくまで仕事を優先」と性別によって求められている役割が異なります。これらの背景には、性別による固定的な役割分担意識があります。

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出などとあいまって、地域での支え合い、コミュニティづくりの必要性が高まっている中で、仕事の忙しさなどから、特に男性は地域活動への参加が難しい状況にあります。男女がともに仕事と、家庭・地域活動をバランスよく生活の中で配分することが生活の満足度を高め、それぞれの自己実現につながります。

仕事と家庭生活や地域活動などを、希望するバランスで展開できるよう、社会制度、慣行の見直しや、活動方法の検討などを図る必要があります。

【図 家庭内の仕事の理想と現実】



資料:市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

(3) - 1 仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にする支援の充実

家庭における男女共同参画を推進し、バランスのとれた生活を実現するための環境整備に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
31	家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動	男女がともに家族の一員としての責任を持ち、家事・育児・介護等を担うことができるように意識の啓発を行います。	男女共同参画室 社会教育課 人権施策課
32	家事・育児・介護等に関する学習機会の提供	家事・育児・介護等についての学習機会の提供に努めます。	男女共同参画室 児童福祉課 社会教育課 健康増進課
33	託児ボランティアの派遣	子どもを持つ親が安心して学習の機会等に参加できるよう、市が実施する事業について託児ボランティアの派遣を行います。	男女共同参画室



(3) - 2 男女共同参画に基づく地域活動の促進

地域社会における男女共同参画を進めるため、環境問題、介護、子どもの安全等の様々な課題について地域で取り組んでいる活動に対し支援を行い、また、男女共同参画を推進するリーダーの養成等に取り組みます。

NO.	事業	事業内容	担当課
34	地域活動に関する情報提供の充実	地域活動に参加できるように、情報提供等支援の充実に努めます。	社会教育課
35	ボランティア等の活動支援	誰もがボランティア活動等に参加できるように活動に関する情報提供等を通じて支援を行います。	福祉政策課
36	女性リーダーの養成	男女共同参画に関する意識の高揚を図るための講座や研修等への参加を促進し、女性リーダーの養成に努めます。	男女共同参画室
37	女性団体のネットワーク化の強化と支援	女性団体のネットワークを強化するとともに、活動に対する支援を行います。	男女共同参画室

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
地域学級 ⁹ の設置地区の数	9 地区	11 地区 (100%)
地域子ども教室の開催地区の数	6 地区	11 地区 (100%)

⁹ 地域学級 - 文部科学省の「地域活性化推進事業」で、地域力を高め地域社会の課題解決のため、市民一人ひとりが地域の一員として、男女がともに参画して学びあう生涯学習の場。人権意識を高め、豊かな地域づくりに主体的にかかわり地域課題について学習し、子どもから高齢者までが参加できる交流事業を行い、地域のきずなづくりを推進することを目的としている。

(4) 誰もが使いやすい施設・拠点の整備

「檀原市男女共同参画推進条例」制定の際にパブリックコメントを実施したところ、男女共同参画を推進していく拠点施設の早急な設置を求める意見がみられました。そのような市民の要望に応え、今後広く男女共同参画を推進し、一人ひとりが暮らしやすい地域をつくっていくためにも、中南和の中心である本市において、拠点施設の整備が重要であり、その整備に努めます。

また、既存の公共施設等においても男女共同参画の視点に配慮した整備が必要です。

(4) - 1 男女共同参画の視点に立った施設の整備

男女共同参画を推進していくための情報発信・収集をはじめ、学習や交流の場としての活動の拠点施設の整備を進めます。また、今後整備する公共施設については、男女共同参画の視点に立った、誰もが使いやすい施設の整備に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
38	男女共同参画を推進するための拠点施設の整備	男女共同参画を推進していくための拠点となる施設の整備を進めます。	男女共同参画室
39	男女共同参画の視点に立った公共施設等の整備	男女共同参画の視点に立ち、託児スペースの確保やベビーベッドの設置など、誰もが利用しやすいよう配慮した公共施設等の整備に努めます。	関係課

(5) 男女共同参画の視点に立った国際社会への貢献

男女共同参画社会の実現は、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」以降、全世界の共通課題となっています。政治、経済、文化など社会の様々な分野で国際化が進んでいる中、男女共同参画の取組は国際的な動きに連動し、影響を受けながら進んでいることから、国際社会の動向について理解を深め、関心を高めていくことが望まれています。

本市では、学校教育において、平和や人権尊重の視点から国際理解教育を総合学習などの時間を通じて進めています。また、保育においても日常保育の一環として簡単な英会話を取り入れるなど国際化推進保育を進めているところもあります。

今後、国際化がより一層進むことが考えられることから、誰もが国際社会の一員として、男女共同参画社会の形成に向け、国際的な視野で協力していくことが必要となっています。

(5) - 1 国際的視点に立った男女共同参画の取組の推進

国連をはじめとする世界的な動きを理解し、国際的視点から男女共同参画推進のための取組を進められるよう、国際理解の推進と国際交流の推進に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
40	国際理解の推進	国際的な男女共同参画に関する情報を収集し、市民へ提供します。	企画調整課
41	国際理解教育・保育の推進	多文化理解や国際的な人権感覚を育成するための国際理解教育や国際化推進保育の推進に努めます。	学校教育課 児童福祉課
42	国際交流の推進	外国人が暮らしやすいまちづくりとして、行政サービスの国際化や生活情報の提供・相談を行います。また、人権市民講座等の機会を通じて市民の自主的な交流活動の促進に努めます。	企画調整課 人権施策課 人権教育課

基本目標 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

(1) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

職場においては、男女の均等な機会と待遇の確保が図られ、一人ひとりの意欲と能力を生かせる就業環境づくりを進めることが重要です。

しかし、「事業所等実態調査」では、ポジティブ・アクションの取組については消極的であり、依然として女性が働く上での権利の侵害や能力の発揮を妨げている状況があります。

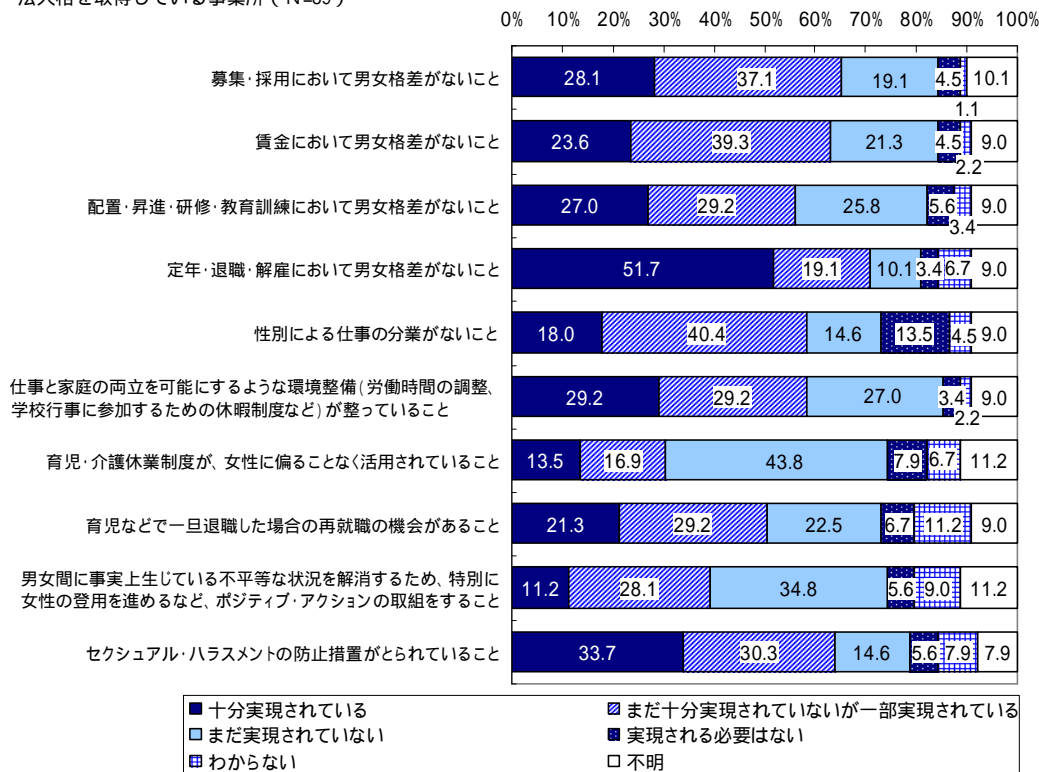
国の「男女共同参画基本計画（第2次）」では、女性が政策・方針決定過程に参画し活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等で仕事を中断した女性の「再チャレンジ」（再就職、起業等）の三つのチャレンジ支援を推進しています。

本市においても女性の新しい発想や多様な能力を生かせるよう、様々な分野への女性の参画を進めていく必要があります。女性労働者が男性労働者と均等な機会を得て、均等な待遇のもとに能力が発揮できるよう、企業における積極的な取組とともに女性労働者自身も就業にあたっての意欲や知識、技能などを高め、職業能力を向上させることが重要です。

「市民意識調査」では、生計を維持するために働くという男性の回答が群を抜いて高いことや、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対しても、男性の方が肯定的です。「男は仕事をするもの」と就労することを責務とした意識を大切にしながらも、仕事と家庭の調和の取れた働き方ができるよう、社会全体で見直しを進め、女性とともに男性にとっても働きやすい環境づくりの取組が求められています。

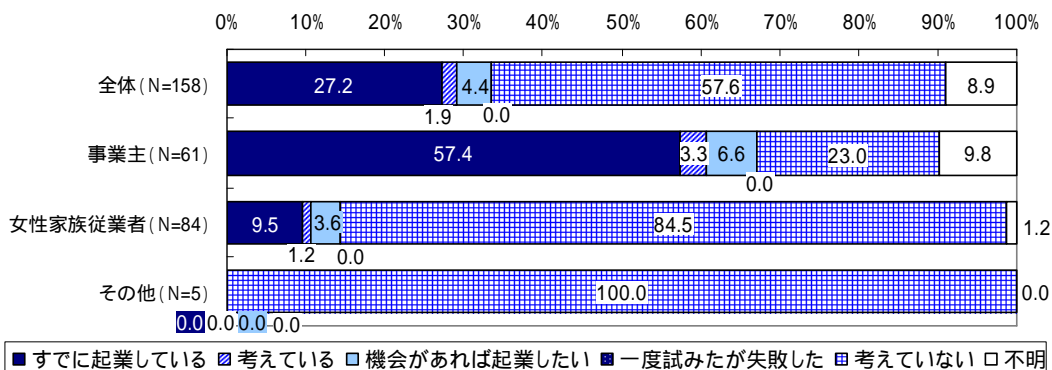
【図 事業所において男女共同参画が実現されている事項】

法人格を取得している事業所 (N=89)

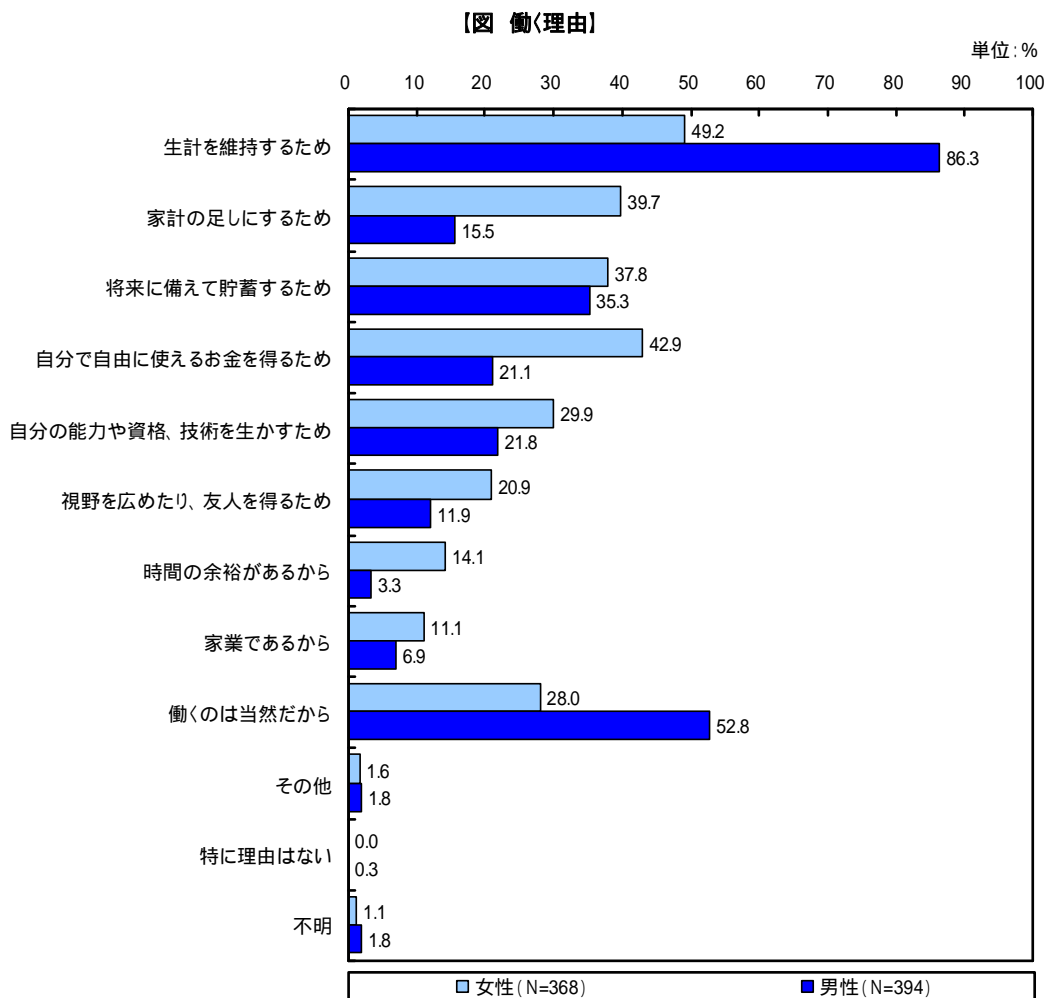


資料:事業所等実態調査(平成19年2月実施)

【図 起業することへの意向】



資料:事業所等実態調査(平成19年2月実施)
 全体:158は女性事業主、女性家族従業者による回答数



(1) - 1 実効性のある労働条件・環境の整備

職場等において男女雇用機会均等法等の関連法令の周知を図り、労働環境の向上を目指します。

また、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント¹⁰の防止体制を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメント防止のための意識の啓発と利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。

¹⁰ セクシュアル・ハラスメント - いわゆる「性的いやがらせ」のことで、性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、または性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えること。

NO.	事業	事業内容	担当課
43	関連法令等の周知と順守のための啓発	事業所等に対して労働に関する関連法令等の周知及び誰もが働きやすい職場となるよう労働条件の向上に向けた情報提供を行います。	地域振興課 男女共同参画室 人権施策課
44	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動を行います。	地域振興課 男女共同参画室 人権施策課
45	庁内のセクシュアル・ハラスメント対応体制の整備	庁内における差別的な待遇やセクシュアル・ハラスメント等の問題の解決を図るための窓口を設け、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合は、敏速かつ適切な対応を図ります。	人事課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
セクシュアル・ハラスメントについて「テレビや新聞で問題になっていることは知っている」人の割合	78.8% (平成 18 年 9 月実施の市民意識調査結果より)	100%に近づける

(1) - 2 女性の就労に関する情報収集と提供

女性が就労するにあたり、就労に必要な技術や知識を得るための学習の機会や相談・情報の提供などを行い、女性のより一層の社会参画の促進を図ります。また、事業所等に対しても積極的な取組を促進するための情報提供を行います。

NO.	事業	事業内容	担当課
46	技術や知識の習得促進	男女が対等なパートナーとして仕事ができるよう、必要な技術や知識を習得するための講座等を開催します。	地域振興課 男女共同参画室 婦人会館
47	起業家に対する情報提供の充実	起業等を支援するために情報提供等の充実に努めます。	地域振興課 男女共同参画室

NO.	事業	事業内容	担当課
48	事業所等でのポジティブ・アクションの普及	事業所等におけるポジティブ・アクションの取組を促進するため、関係機関との連携により情報提供等に努めます。	地域振興課 男女共同参画室

(2) 多様な生き方が可能な就業条件の整備

女性の年齢階級別労働力率は、本市も全国同様、出産・育児期にあたる30歳代前半の就労率が落ち込む“M字カーブ”がみられます。女性の社会進出が進んだといわれる今日でも、仕事を続けたいと希望しながら出産等により退職を余儀なくされ、退職後の時間の経過とともに職業意識や能力を維持することが難しくなり、円滑な再就職が困難なことも多くなっています。

このことは、20～40歳代の男性は常勤の仕事を望んでいるのに対し、30～40歳代の女性はパートやアルバイトを希望していることが「事業所等実態調査」の結果としてあらわれています。

わが国においても女性の労働者は年々増加傾向にある中、正規労働者の数は横ばいに推移しており、非正規労働者が増加している現状があります。この非正規労働者の雇用の安定や収入面の改善が求められています。このようなことを踏まえて非正規労働者の処遇の向上を図るための取組を強化することが大切です。あわせて正社員への転換制度や能力開発の機会の提供、短時間正社員の導入に取り組む事業主への支援策、あるいは非正規労働者本人に対する就労支援等が必要です。

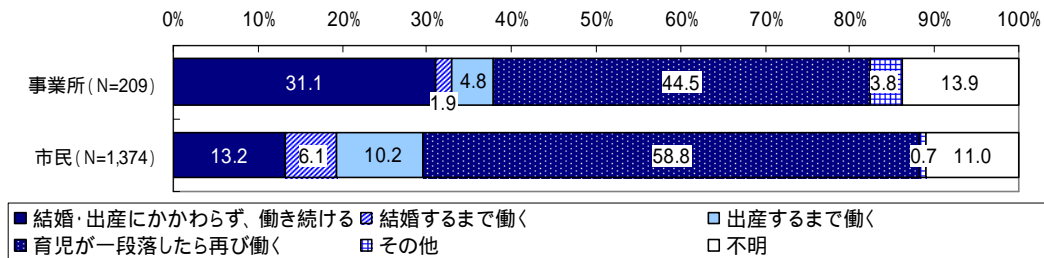
農業や自営業等に従事する女性は生産・経営活動で大きな責任を担いながら、家庭や地域での役割も果たしています。

しかし、「事業所等実態調査」では、女性の事業主・家族従業者の就業内容については、約3割は休日等の位置づけが不明確であることや、家事の担い手は女性に偏っているなど、仕事と家庭のけじめがつきにくい状況が明らかになっています。その上、仕事でも重要な役割を担いながら、正当な収入や経営上の地位が得にくいといった問題点をも抱えています。

男女共同参画の視点から、責任の範囲や成果の配分を明確にしたり、休日の確保など、家族同士であっても話し合いによって互いに納得のいく取り決めを

することで、対等なパートナーとして家族関係を築き、労働を通じて満足感や充実感を得ることにつながることから、合理的な経営について啓発を進めることが必要です。

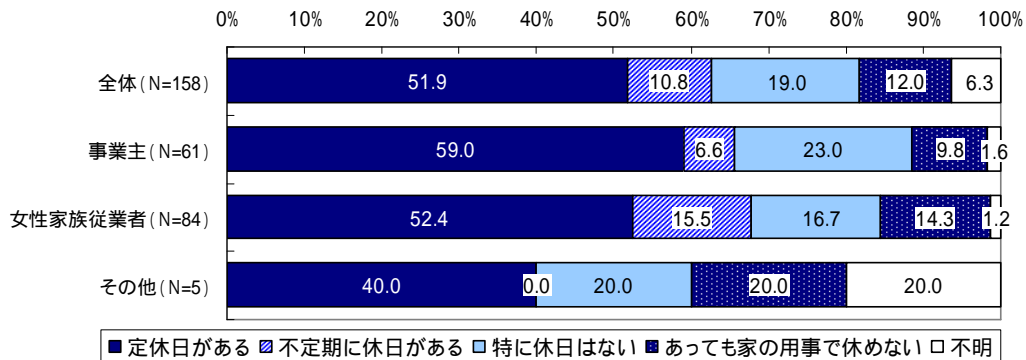
【図 女性の働き方について】



「事業所等実態調査」の選択肢「その他」は、「市民意識調査」では「女性は生涯職業を持たないのがよい」となっています。

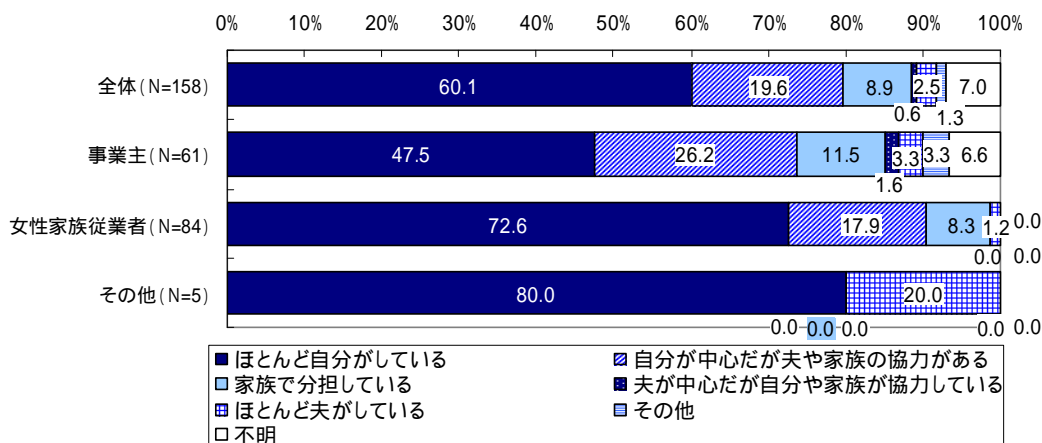
資料：市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)、事業所等実態調査(平成 19 年 2 月実施)
事業所：209 は個人事業主及び法人格を取得している事業所等による回答数

【図 自営業等に従事する人の休日の有無】



資料：事業所等実態調査(平成 19 年 2 月実施)
全体：158 は女性事業主、女性家族従業者による回答数

【図 家事の担い手】



資料：事業所等実態調査(平成19年2月実施)
 全体：158は女性事業主、女性家族従業者による回答数

(2) - 1 職業能力の開発と就業の支援

女性が安心して働ける環境を整備するため、就労に関する情報提供等の充実を図ります。

NO.	事業	事業内容	担当課
49	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供	パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて法制度の情報提供に努めます。	地域振興課 男女共同参画室
50	女性の就労や再就職を支援するための情報提供や講座等の実施	子育て・介護等のライフステージにおける多様な働き方が可能となるように関係機関と連携して情報提供や講座の開催に努めます。	地域振興課 男女共同参画室 婦人会館

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成24年度)
女性の労働力率(35歳~49歳)	57.2% (平成17年国勢調査より)	60%

(2) - 2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進

男女がともに快適に働けるよう、休日や給与等、就労環境の改善に向けての情報提供や経営能力、技術向上のための学習の機会の提供等を行います。

NO.	事業	事業内容	担当課
51	家族経営協定 ¹¹ の普及・啓発	休日や給与、役割分担を明確にする家族経営協定の締結の普及・啓発に向けて情報提供等を行います。	農業振興課
52	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供	農業や自営業等の担い手として能力を發揮できるよう、情報提供や学習機会の提供に努めます。	農業振興課 地域振興課
53	農業や自営業等における労働条件の改善のための啓発	商工会議所やJA（農業協同組合）等との連携により、商工自営業や農業に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発を推進します。	農業振興課 地域振興課

¹¹ 家族経営協定 - 家族経営が中心のわが国の農業において、家族が意欲を持って農業経営に取り組めるよう、家族の皆が話し合っ方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲等について文書で取り決めること。

(3) 仕事と家庭・地域活動との両立支援

これまでに労働基準法¹²、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法¹³などがそれぞれ改正され、労働環境の整備が進められてきました。「市民意識調査」「事業所等実態調査」の育児・介護休業、子の看護休暇の取得に関することについてみると、いずれの調査結果も男性が取得することについて前向きな意向がみられますが、事業所等の方がやや消極的な傾向であることがわかります。また、仕事と家庭生活を両立させるために必要な環境について「市民意識調査」の結果をみると「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」や「地域の保育施設や介護施設などの内容と環境を充実する」といったことが求められています。男女が仕事とともに家庭生活・地域活動に対してバランスよく参画できるような、労働条件・環境整備を進めることが大切です。

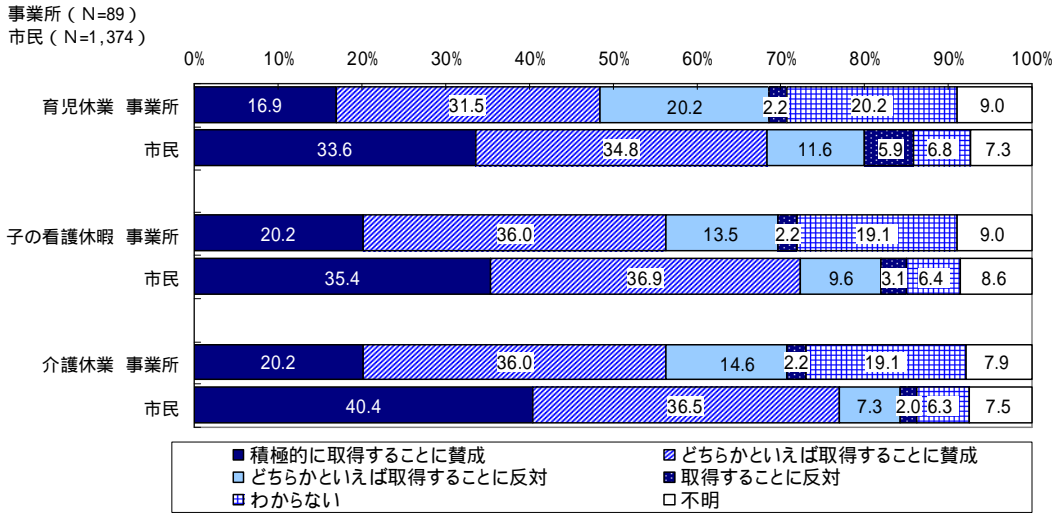
働く女性が増加している中、男性も子育てに積極的にかかわることで女性に偏りがちな子育ての負担が軽減されます。また、高齢化の対応として介護の負担は切り離すことが難しい問題となっており、これまで介護のほとんどを女性が担ってきた現状があります。介護される人の状況によっては、介護する人が仕事をやめざるを得ないことや介護者の身体的・精神的・経済的負担が生じるなどといった問題もあり、今後、男女共同参画を推進していくためには、介護を担う人への一層の支援が必要です。

男女が協力して子育てや介護にかかわることができるような各種制度の周知等の支援に努めるとともに、社会全体としても子育てや介護の負担を軽減できるような環境整備を進めることが大切です。

¹² **労働基準法** - 労働条件に関する基本法規であり、日本国憲法第 27 条第 2 項(勤労条件の基準)に基づき、労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として、労働契約・賃金・労働時間・休日及び年次有給休暇・災害補償・就業規則など、労働条件の最低基準を定めた法律。1947 年(昭和 22 年)施行。

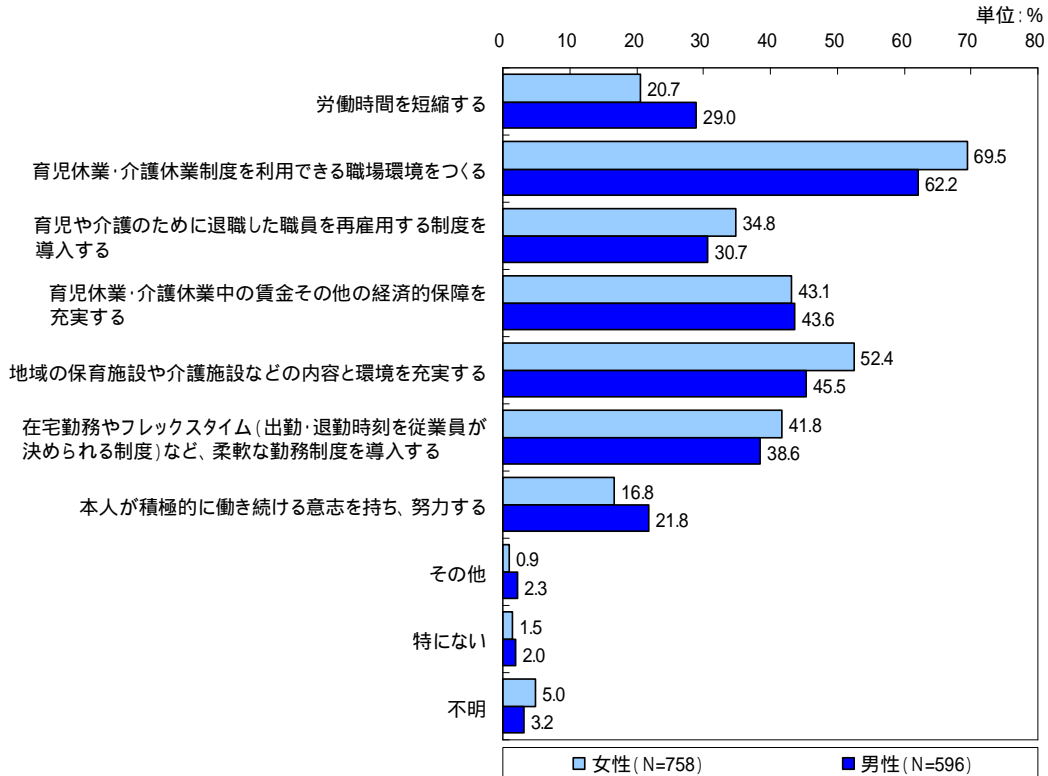
¹³ **育児・介護休業法** - 正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。職場等で働く者(労働者)が、家庭生活との両立ができるよう、育児休業・介護休業・子の看護休暇の取得、時間外労働や深夜労働の制限の制度を取得できる権利を規定するとともに、事業主は労働者の勤務時間の短縮等の措置を講ずることを義務づけた法律。

【図 男性が育児・介護休業、子の看護休暇を取得すること】



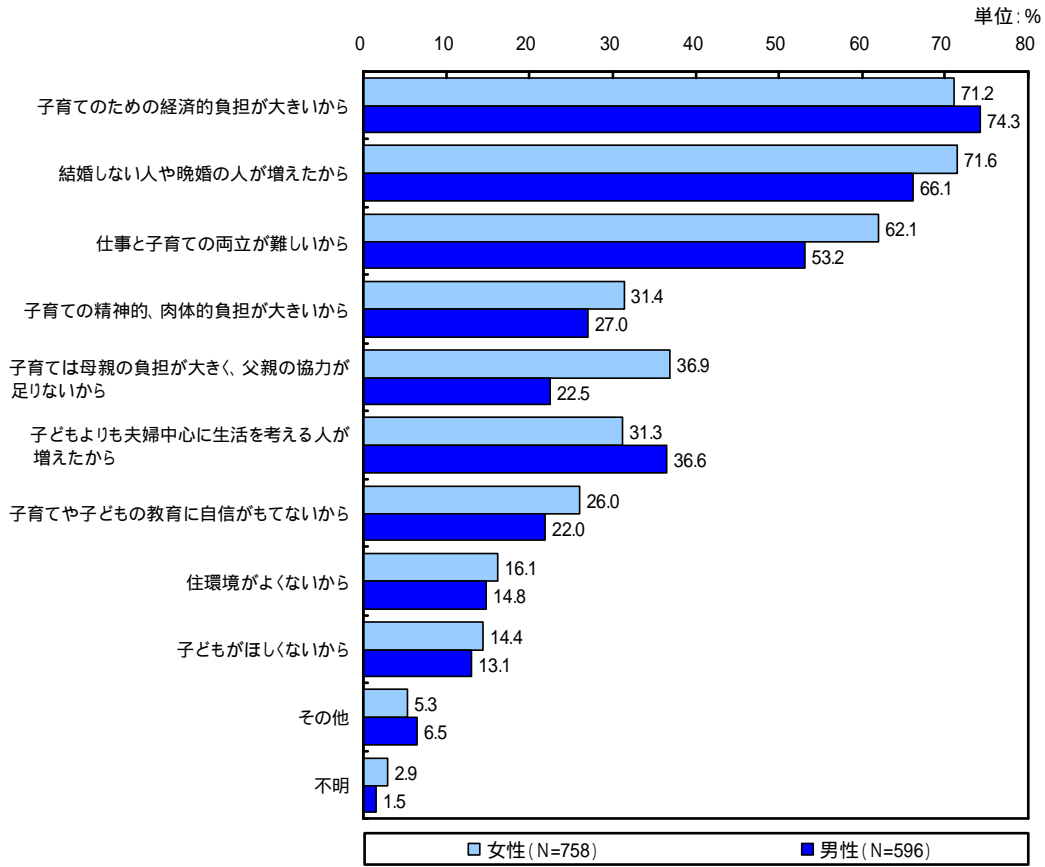
資料: 市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)、事業所等実態調査(平成 19 年 2 月実施)
事業所: 89 は法人格を取得している事業所による回答数

【図 仕事と家庭生活を両立させるために必要な環境】



資料: 市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

【図 少子化の要因】



資料：市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

(3) - 1 仕事と子育て・介護の両立のための環境整備

男女がともに仕事と子育て・介護を両立して働き続けることができるよう、育児・介護休業制度等の周知を図ります。

NO.	事業	事業内容	担当課
54	次世代育成支援特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援特定事業主行動計画の実効的な推進に努めます。	人事課
55	子育て・介護に伴う働き方の啓発	子育て・介護と仕事を両立させるためにフレックスタイム制 ¹⁴ や各種休業・休暇制度に関する周知・啓発を図ります。	男女共同参画室 地域振興課
56	事業所等に対する両立支援の啓発	労働時間の短縮などについてパンフレット等を通じて周知・啓発を図ります。	男女共同参画室 地域振興課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
市男性職員の育児休業取得率	0.0%	5%



¹⁴ フレックスタイム制 - 社員があらかじめ決められた時間（コアタイム）に勤務していれば、その前後の始業、終業の時刻を自由に選択できる制度のこと。

(3) - 2 総合的な子育て支援策の充実

子育てを社会的に支援していくため、子育てに伴う精神的、身体的負担の軽減を図り、さらに仕事と子育ての両立支援につながる様々な形での保育サービスや相談、支援体制の充実に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
57	多様な保育サービスの充実	仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境を整備するため、一時保育 ¹⁵ ・延長保育 ¹⁶ ・病児・病後児保育 ¹⁷ 等の多様な保育サービスの充実に努めます。	児童福祉課
58	放課後児童健全育成事業の充実	多様な家族形態、就労形態等により放課後、子どもだけとなってしまふ家庭への支援のため、放課後児童健全育成事業 ¹⁸ の充実に努めます。	児童福祉課
59	子育ての学習機会の充実	保育所・幼稚園・学校での講演会や講座、子育てについての学習機会の充実により家庭の教育力の向上を図ります。	児童福祉課 学校教育課 社会教育課 健康増進課 人権教育課



¹⁵ **一時保育** - 傷病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所において児童を一時的に保育する事業。

¹⁶ **延長保育** - 就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長等に対して、通常保育時間を延長して保育を行う事業。

¹⁷ **病児・病後児保育** - 病気の回復期にあつて集団保育の困難な期間に、保護者が勤務の都合上、家庭において育児ができない場合に、一時的に専用室にて保育を行う事業。

¹⁸ **放課後児童健全育成事業** - 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

NO.	事業	事業内容	担当課
60	地域における子育て支援の充実	身近な地域で安心して子育てができるよう、育児相談や子育て講座を開催するとともに、市民の参加促進を図ります。 また、自主的に子育てサークル等が企画運営しやすいよう支援に努めます。	児童福祉課 社会教育課 健康増進課
61	幼稚園の預かり保育の充実	保育終了後、参観日やPTA活動への参加、緊急時など保護者の要請に応じて園児の預かり保育を実施し、保護者を支援します。	学校教育課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
放課後児童健全育成事業の実施箇所数	16 箇所 (全校区) (平成 19 年 6 月)	維持
休日保育事業 ¹⁹ の実施箇所数	0 箇所 (平成 19 年 6 月)	1 箇所で実施
一時保育事業の実施箇所数	6 箇所 (平成 19 年 6 月)	維持
延長保育事業の実施箇所数	12 箇所	維持
地域子育て支援センター ²⁰ の実施箇所数	1 箇所 (平成 19 年 6 月)	維持
ファミリーサポートセンター事業 ²¹ の実施数	未実施 (平成 19 年 6 月)	1 箇所で実施
病児・病後児保育事業の実施箇所数	施設型 1 箇所 (平成 19 年 6 月)	維持
	自園型 1 箇所 (平成 19 年 6 月)	

¹⁹ **休日保育事業** - 保護者の就労形態の多様化に伴う、日曜・祝日等の休日に保育が必要となる児童を、認可保育所において保育を行う事業。

²⁰ **地域子育て支援センター** - 保育所を地域の子育て支援拠点にして、入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する拠点のこと。

²¹ **ファミリーサポートセンター事業** - 地域において、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業。

(3) - 3 介護を担う人への支援の充実

介護を担う人が安心して働き続けることができるよう、日ごろから介護保険制度²²等の情報提供を行うとともに、実際に介護が必要になった場合に適切なサービスの利用ができるよう、サービスの質の向上に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
62	家族の在宅介護の負担の軽減	家族介護者の介護の負担軽減を図るため、介護保険制度の周知に努めます。また、家族介護者が各種のサービスを有効に活用して負担軽減を図れるよう努めます。	介護福祉課 地域包括支援センター
63	介護保険サービス等の質の向上	高齢者が要介護にならないように予防することや心身の機能が低下しても可能な限り住みなれた地域で自立した生活が送ることができるよう介護保険サービス等を充実します。	介護福祉課



²² **介護保険制度** - 社会の高齢化に対応し、2000年度（平成12年度）から施行された公的社会保険制度。要介護状態にある人が介護サービスを利用する際、その費用を被保険者から徴収する保険料だけでなく、国・都道府県・市町村が負担することや、利用者が直接介護サービス事業者と契約してサービスを選択できること、また、民間企業や市民参加の非営利組織など多様な事業者の参入が可能であるといった特徴がある。

基本目標 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

(1) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進

女性も男性も互いの身体的特徴を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の推進に向けて前提となるものです。そのためには、心身の健康について正確な知識と情報入手し、男女がともに生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、こうした問題の重要性について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

また、性の低年齢化が進む中で、性に対する正しい知識がないままに性的行為に及ぶことが性感染症や望まない妊娠につながっています。自分を大切にし、相手の心身の健康について思いやりを持つために、成長過程の重要な時期である思春期において、妊娠や出産等の性に関する正しい知識を持ち、性を尊重する意識づくりが必要です。さらに喫煙、飲酒、薬物など、健康をおびやかす問題に関する正しい知識を持つことも大切です。

(1) - 1 生涯を通じての健康づくりの推進

男女の生涯を通じての健康づくりを支援するとともに、心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、健康づくりにつながる食育を推進し、誰もが健康づくり活動に積極的に取り組めるような機会づくりに努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
64	相談体制の充実	心身の問題や様々な悩みに対応するため面談や電話等による相談体制の充実に努めます。	健康増進課
65	生涯にわたる健康づくりへの支援	男女が生涯を通じてともに適切な健康づくりができるよう、健診・検診の各種事業を進めます。	健康増進課

NO.	事業	事業内容	担当課
66	性と生殖に関する互いの意思の尊重	思春期から高齢期までの各ライフステージに応じて、互いの身体的特徴を十分に理解し、正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう啓発に努めます。	健康増進課 男女共同参画室
67	食育に関する学習の推進	性別にかかわらず、一人ひとりが健全な食生活を営めるよう、栄養等についての知識を深めるとともに、食習慣を見直すことも踏まえ、食育に関する学習を推進します。	健康増進課 給食管理室 学校教育課 社会教育課 児童福祉課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成 24 年度)
子宮がん検診の受診率	8.7%	増加
乳がん検診の受診率	9.7%	増加

(1) - 2 母子保健の充実

妊娠・出産に関する指導体制の充実を図るとともに、子育てに関する相談等の支援体制の充実に努めます。

NO.	事業	事業内容	担当課
68	妊娠・出産に関する保健指導の充実	妊娠・出産の安全性を確保し、母性の尊重と保護、乳幼児の健康の保持増進を推進します。	健康増進課
69	子育てに関する相談等の支援	子育てに関する悩み等の解決を図るため、電話や面談を通じて相談等の支援を行います。	健康増進課

(1) - 3 健康をおびやかす問題への対応

性や健康をおびやかす諸問題について、適切な行動が取れるよう発達段階に応じた教育や啓発活動を行うとともに喫煙、飲酒、薬物乱用、エイズや性感染症などについての正しい知識の普及・啓発をします。

NO.	事業	事業内容	担当課
70	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発	性と生殖についての学習機会の充実とともに、エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。	学校教育課 健康増進課
71	喫煙、飲酒、薬物乱用など健康をおびやかす問題への取組	各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。	学校教育課 健康増進課

(2) 男女間のあらゆる暴力を許さない環境づくり

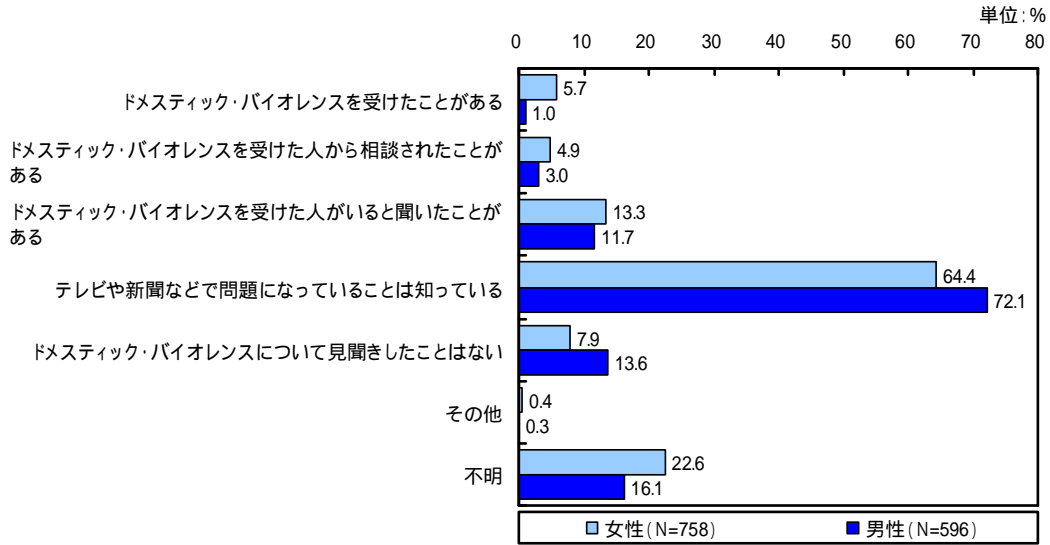
ドメスティック・バイオレンス(以下DV)やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為²³、性犯罪、売買春などの行為は暴力であり、また、重大な人権侵害で、このような犯罪は決して許されるものではありません。しかし、女性の5.7%、男性の1.0%がDVの被害を受けていることが「市民意識調査」でわかりました。

暴力の根絶に向けては、どのような暴力も許さないという認識を社会全体に徹底する必要があります。関係機関と連携しながら、相談、保護、自立支援につながる体制の整備が求められています。

また、女性や子どもを狙った性犯罪が急増していますが、そのような事件を未然に防ぐため、犯罪の防止に向けた環境整備に取り組む必要があります。

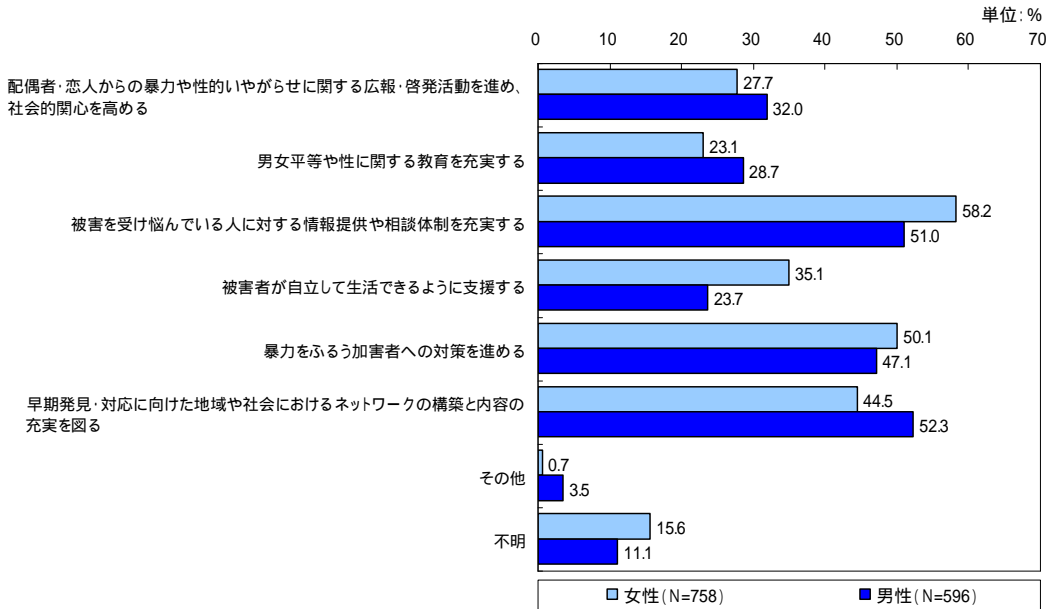
²³ ストーカー行為 - 一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗な「つきまとい」など、相手に迷惑や攻撃を与える行為。2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制に関する法律」が制定され、定義が明確化されるとともに、処罰の対象となった。

【図 DVについて、命に危険を感じるほどの被害の有無】



資料：市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

【図 DVやセクハラをなくすために必要なこと】



資料：市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

(2) - 1 暴力を許さない社会づくり

性犯罪、売買春、DV等、様々な形態で存在する暴力は、社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識を浸透させ、暴力の根絶に向けた取組の一層の推進を図ります。

NO.	事業	事業内容	担当課
72	男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発	暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させ、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。	男女共同参画室 人権施策課
73	あらゆる暴力に関する関連法令等の周知	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律やストーカー規制法等の周知に努めます。	男女共同参画室 人権施策課
74	DV等に関する相談窓口の周知	DV等の被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。	男女共同参画室 人権施策課 児童福祉課
75	犯罪の防止に向けた環境整備	犯罪防止のため、防犯協会や関係機関との連携により、見回りや声かけ等の防犯活動を推進します。	防災安全課

【指標】

検証指標	現状	目標 (平成24年度)
DVについて「テレビや新聞で問題になっていることは知っている」人の割合	67.2% (平成18年9月実施の市民意識調査結果より)	100%に近づける



(2) - 2 ドメスティック・バイオレンス等に対する相談体制の充実

個々の状況に応じた相談機関の周知及び広域的な連携も含めた相談体制の充実を図ります。

NO.	事業	事業内容	担当課
76	DV等の被害者に対する相談体制の充実	電話、面接による気軽に相談できる相談体制を充実するとともに、関係機関と連携して被害者の保護に努めます。	男女共同参画室 児童福祉課 福祉政策課
77	児童虐待に関する相談の充実	児童虐待を発見した場合は児童相談所等に通告することが必要であることから、通告・相談への対応や関係機関との連携を図ります。	児童福祉課

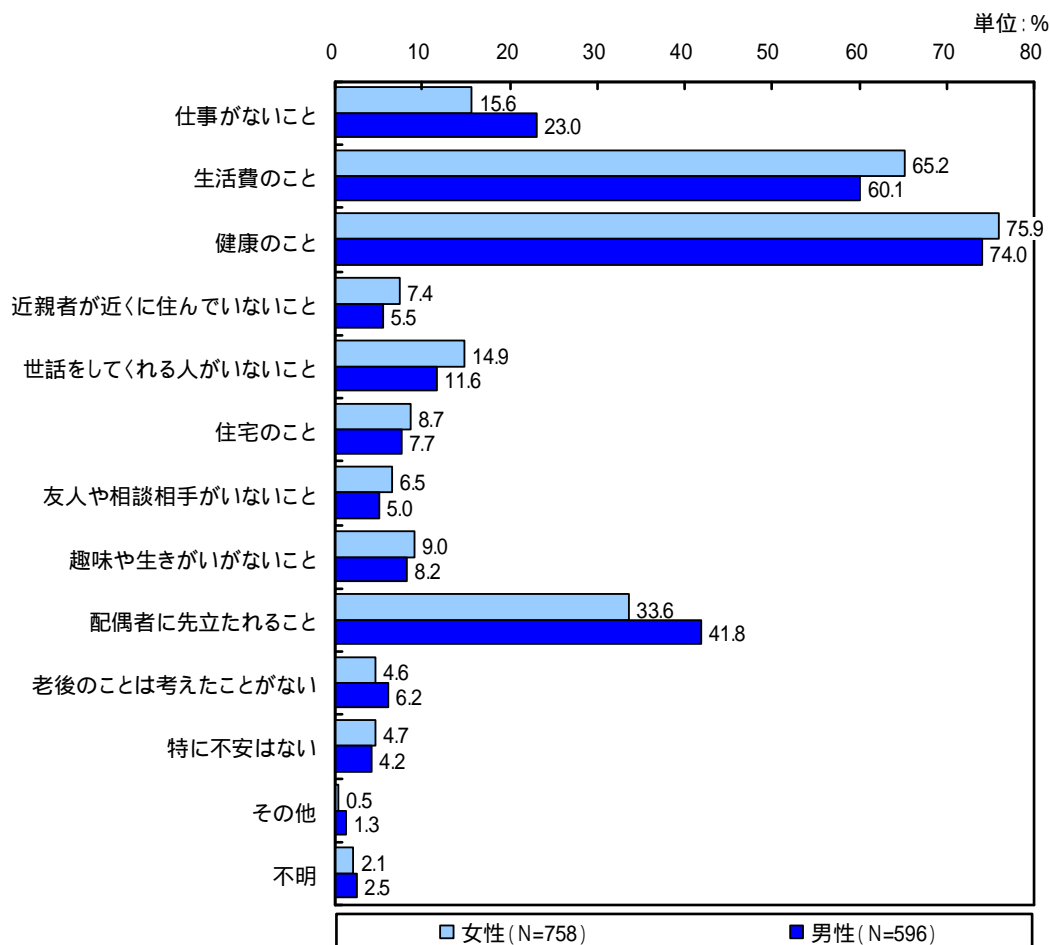
(3) 社会的に不利な立場にある人が安心して暮らせる環境整備

結婚に対する考え方の変化や離婚の増加により、ひとり親家庭が増えていきます。ひとり親家庭は心理的・経済的に厳しい状況におかれることが多いことを踏まえ、それぞれのニーズに対応し、どのような状況であっても様々な面からの支援や相談体制の整備が求められています。

本市の総人口は2005年（平成17年）を境に減少傾向にあり、高齢化率は17.6%で国・県よりも低いものの、年々上昇しており、少子高齢化が進んでいる状況にあります。「市民意識調査」から「高齢者や障害者、外国人などが安心して暮らせる環境を整備すること」が、行政に対して求められていることや、高齢期の健康について不安に思っている人が多く、とりわけ50歳以上の人に多いことがわかりました。

高齢社会を豊かで活力ある社会とするためには、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見をなくし、社会の重要な一員として社会参画の機会の提供や高齢社会に対応した条件整備を図ることが大切です。

【図 高齢期に不安に思うこと】



資料：市民意識調査(平成 18 年 9 月実施)

(3) - 1 ひとり親家庭への自立支援の充実

近年増加傾向にあるひとり親家庭について、その経済的自立や生活面での自立を支援する施策の充実を図ります。

NO.	事業	事業内容	担当課
78	ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、生活支援等の総合的な支援を充実します。	児童福祉課
79	ひとり親家庭への相談体制の充実	母子自立支援員を中心にひとり親家庭への相談体制の充実に努めます。	児童福祉課

(3) - 2 高齢者や障害のある人への支援の充実

高齢者や障害のある人が、ともに地域で安心して生活が送れるよう、その生活を支援する福祉サービス等の充実を図ります。

NO.	事業	事業内容	担当課
80	自立した生活を維持するための総合相談支援	住みなれた地域で自立した生活を継続するため、保健・福祉・医療・介護等の必要なサービスにつなぐ相談支援を行います。	地域包括支援センター 介護福祉課 在宅支援課
81	高齢者や障害のある人の生きがいづくりのための支援	高齢者や障害のある人が生きがいをもって生活が送れるよう、学習・スポーツ・交流等の各種活動に対する支援に努めます。	介護福祉課 在宅支援課
82	高齢者や障害のある人の就労支援	シルバー人材センター等関係機関との連携により、長年の技能や経験を生かした高齢者雇用対策を推進します。また、障害のある人の就労促進に向けて企業等への働きかけや就労支援を行います。	在宅支援課 人事課
83	福祉サービスの情報提供等の充実	住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者福祉サービスや障害のある人にかかる福祉サービス等の情報提供の充実に努めます。	地域包括支援センター 介護福祉課 在宅支援課
84	人権と財産を守る権利擁護事業の充実	地域での生活が困難な状態にある高齢者や障害のある人の尊厳が守られ、安心して生活ができるよう、各種サービスや制度につなげます。	地域包括支援センター 介護福祉課

(3) - 3 在住外国人への支援の充実

日本人と外国人が地域社会で互いの文化や習慣を理解し合い、ともに生きていくことが重要です。在住外国人が安心して暮らすための支援の一環として日本語教育を推進します。

NO.	事業	事業内容	担当課
85	外国人のための日本語学習への支援	在住外国人が安心して暮らすための支援の一環として日本語教室等を開催するなど、日本語教育を推進します。	公民館



第3章 計画が目指す目標

男女共同参画社会の確実な実現に向けて、以下の指標について目標値を掲げ、達成に向けて各種事業を推進していくものとします。

【指標】

基本目標	検証指標	現状値	目標値 (平成24年度)
の意識づくり 男女共同参画を進めるための	「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担に、否定的な考えをする人の割合	51.4% <small>(平成18年9月実施の市民意識調査結果より)</small>	55%
	男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	14.2% <small>(平成18年9月実施の市民意識調査結果より)</small>	20%
	家庭教育学級の開講数	30 学級	37 学級(100%)
	地区別懇談会の開催数及び参加者数	48 回 1,357 人	50 回 2,000 人
社会づくり 男女共同参画の推進による豊かな地域	審議会等における女性の登用率	21.7%	30%
	女性のいない審議会等の割合	21.4%	0% (解消)
	市職員の管理職に占める女性の割合	【全体】 24.0%	30%
		【教職員を除く】 15.4%	18%
	校長・教頭職への女性職員の占める割合	13.6%	継続的に増加
	自治会の委員に占める女性委員の割合	8.4%	増加
	地域学級の設置地区の数	9 地区	11 地区(100%)
	地域子ども教室の開催地区の数	6 地区	11 地区(100%)

基本目標	検証指標	現状値	目標値 (平成 24 年度)
男女がともにいきいきと働ける環境づくり	セクシュアル・ハラスメントについて「テレビや新聞で問題になっていることは知っている」人の割合	78.8% <small>(平成 18 年 9 月実施の市民意識調査結果より)</small>	100% に近づける
	女性の労働力率 (35 歳 ~ 49 歳)	57.2% <small>(平成 17 年国勢調査より)</small>	60%
	市男性職員の育児休業取得率 ¹	0.0%	5%
	放課後児童健全育成事業の実施箇所数 ²	16 箇所 (全校区) <small>(平成 19 年 6 月)</small>	維持
	休日保育事業の実施箇所数 ²	0 箇所 <small>(平成 19 年 6 月)</small>	1 箇所 で実施
	一時保育事業の実施箇所数 ²	6 箇所 <small>(平成 19 年 6 月)</small>	維持
	延長保育事業の実施箇所数 ²	12 箇所	維持
	地域子育て支援センターの実施箇所数 ²	1 箇所 <small>(平成 19 年 6 月)</small>	維持
	ファミリーサポートセンター事業の実施数 ²	未実施 <small>(平成 19 年 6 月)</small>	1 箇所 で実施
	病児・病後児保育事業の実施箇所数 ²	施設型 1 箇所 <small>(平成 19 年 6 月)</small> 自園型 1 箇所 <small>(平成 19 年 6 月)</small>	維持
男女が心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくり	子宮がん検診の受診率	8.7%	増加
	乳がん検診の受診率	9.7%	増加
	DV について「テレビや新聞で問題になっていることは知っている」人の割合	67.2% <small>(平成 18 年 9 月実施の市民意識調査結果より)</small>	100% に近づける

基本目標

1 「市男性職員の育児休業取得率」は『次世代育成支援特定事業主行動計画』の目標値を参考にしています。

2 「放課後児童健全育成事業の実施箇所数」「休日保育事業の実施箇所数」「一時保育事業の実施箇所数」「延長保育事業の実施箇所数」「地域子育て支援センターの実施箇所数」「ファミリーサポートセンター事業の実施数」「病児・病後児保育事業の実施箇所数」は『檀原市次世代育成支援行動計画』の目標水準を参考にしています。

【担当課別事業一覧表】

全課

NO.	事業
6	男女共同参画の視点に立った職場づくり
10	男女共同参画を進めるための表現の浸透
20	審議会・委員会への女性の積極的登用
21	女性のいない審議会等の解消
22	登用基準の見直し
24	女性の登用促進の働きかけ

関係課

NO.	事業
39	男女共同参画の視点に立った公共施設等の整備

人事課

NO.	事業
23	女性の職域拡大・能力開発の推進
45	庁内のセクシュアル・ハラスメント対応体制の整備
54	次世代育成支援特定事業主行動計画の推進
82	高齢者や障害のある人の就労支援

企画調整課

NO.	事業
40	国際理解の推進
42	国際交流の推進

人権施策課

NO.	事業
1	性別による固定的な役割分担意識の払しょく
3	人権にかかわる広報・啓発活動の充実
4	多様な媒体を活用した情報提供
31	家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動
42	国際交流の推進
43	関連法令等の周知と順守のための啓発
44	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発
72	男女間のあるあらゆる暴力を防止するための啓発
73	あらゆる暴力に関する関連法令等の周知
74	D V等に関する相談窓口の周知

男女共同参画室

NO.	事業
1	性別による固定的な役割分担意識の払しょく
2	男女共同参画に関する講演会・講座等の開催
4	多様な媒体を活用した情報提供
5	男女共同参画に関する資料の収集、調査
7	男女共同参画推進委員会における活動の充実
8	職員研修等の実施
9	女性職員の参画意識の向上
11	メディアリテラシーの向上のための支援
31	家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動
32	家事・育児・介護等に関する学習機会の提供
33	託児ボランティアの派遣
36	女性リーダーの養成
37	女性団体のネットワーク化の強化と支援
38	男女共同参画を推進するための拠点施設の整備
43	関連法令等の周知と順守のための啓発
44	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発
46	技術や知識の習得促進
47	起業家に対する情報提供の充実
48	事業所等でのポジティブ・アクションの普及
49	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供
50	女性の就労や再就職を支援するための情報提供や講座等の実施
55	子育て・介護に伴う働き方の啓発
56	事業所等に対する両立支援の啓発
66	性と生殖に関する互いの意思の尊重
72	男女間のあらゆる暴力を防止するための啓発
73	あらゆる暴力に関する関連法令等の周知
74	D V等に関する相談窓口の周知
76	D V等の被害者に対する相談体制の充実

防災安全課

NO.	事業
28	地域防災活動への男女共同参画の推進
29	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
30	災害復興体制の確立
75	犯罪の防止に向けた環境整備

観光課

NO.	事業
25	学習機会の提供
26	企画・立案への女性の参画の促進

地域振興課

NO.	事業
43	関連法令等の周知と順守のための啓発
44	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発
46	技術や知識の習得促進
47	起業家に対する情報提供の充実
48	事業所等でのポジティブ・アクションの普及
49	パートタイム労働者等に対する雇用の安定と保障のための情報提供
50	女性の就労や再就職を支援するための情報提供や講座等の実施
52	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供
53	農業や自営業等における労働条件の改善のための啓発
55	子育て・介護に伴う働き方の啓発
56	事業所等に対する両立支援の啓発

農業振興課

NO.	事業
51	家族経営協定の普及・啓発
52	経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供
53	農業や自営業等における労働条件の改善のための啓発

福祉政策課

NO.	事業
17	地域における学習の支援
35	ボランティア等の活動支援
76	D V等の被害者に対する相談体制の充実

在宅支援課

NO.	事業
80	自立した生活を維持するための総合相談支援
81	高齢者や障害のある人の生きがいづくりのための支援
82	高齢者や障害のある人の就労支援
83	福祉サービスの情報提供等の充実

地域包括支援センター

NO.	事業
62	家族の在宅介護の負担の軽減
80	自立した生活を維持するための総合相談支援
83	福祉サービスの情報提供等の充実
84	人権と財産を守る権利擁護事業の充実

介護福祉課

NO.	事業
62	家族の在宅介護の負担の軽減
63	介護保険サービス等の質の向上
80	自立した生活を維持するための総合相談支援
81	高齢者や障害のある人の生きがいづくりのための支援
83	福祉サービスの情報提供等の充実
84	人権と財産を守る権利擁護事業の充実

児童福祉課

NO.	事業
12	男女平等観に基づく教育・保育の推進
14	男女平等教育に関する研修の充実
32	家事・育児・介護等に関する学習機会の提供
41	国際理解教育・保育の推進
57	多様な保育サービスの充実
58	放課後児童健全育成事業の充実
59	子育ての学習機会の充実
60	地域における子育て支援の充実
67	食育に関する学習の推進
74	D V等に関する相談窓口の周知
76	D V等の被害者に対する相談体制の充実
77	児童虐待に関する相談の充実
78	ひとり親家庭に対する支援の充実
79	ひとり親家庭への相談体制の充実

健康増進課

NO	事業
17	地域における学習の支援
32	家事・育児・介護等に関する学習機会の提供
59	子育ての学習機会の充実
60	地域における子育て支援の充実
64	相談体制の充実
65	生涯にわたる健康づくりへの支援
66	性と生殖に関する互いの意思の尊重
67	食育に関する学習の推進
68	妊娠・出産に関する保健指導の充実
69	子育てに関する相談等の支援
70	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発
71	喫煙、飲酒、薬物乱用など健康をおびやかす問題への取組

環境対策課

NO	事業
27	地域団体との協働による環境啓発や環境美化活動の取組

給食管理室

NO	事業
67	食育に関する学習の推進

学校教育課

NO	事業
12	男女平等観に基づく教育・保育の推進
13	発達段階に応じた性教育の推進
14	男女平等教育に関する研修の充実
15	男女平等観に基づく進路指導の実施
41	国際理解教育・保育の推進
59	子育ての学習機会の充実
61	幼稚園の預かり保育の充実
67	食育に関する学習の推進
70	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及・啓発
71	喫煙、飲酒、薬物乱用など健康をおびやかす問題への取組

人権教育課

NO	事業
3	人権にかかわる広報・啓発活動の充実
12	男女平等観に基づく教育・保育の推進
13	発達段階に応じた性教育の推進
14	男女平等教育に関する研修の充実
15	男女平等観に基づく進路指導の実施
19	地区別懇談会の推進
42	国際交流の推進
59	子育ての学習機会の充実

社会教育課

NO	事業
11	メディアリテラシーの向上のための支援
16	家庭教育のための学習機会の提供
17	地域における学習の支援
18	講座・シンポジウムなどの啓発活動の実施
31	家庭生活における男女共同参画を進める啓発活動
32	家事・育児・介護等に関する学習機会の提供
34	地域活動に関する情報提供の充実
59	子育ての学習機会の充実
60	地域における子育て支援の充実
67	食育に関する学習の推進

公民館

NO	事業
17	地域における学習の支援
85	外国人のための日本語学習への支援

図書館

NO	事業
3	人権にかかわる広報・啓発活動の充実
5	男女共同参画に関する資料の収集、調査

婦人会館

NO	事業
46	技術や知識の習得促進
50	女性の就労や再就職を支援するための情報提供や講座等の実施

第4章 計画の推進

男女共同参画社会の形成には、あらゆる分野での取組を推進することが重要であり、第2章に掲げている取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、事業所、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが期待されます。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

第1節 推進体制

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識を持つことが大切です。

全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、男女共同参画室を中心とした庁内関係部局との連携の強化を図るため、「檀原市男女共同参画推進委員会」の活動を積極的に行います。

2 市民・事業所等との連携

市民自らが家庭や地域、職場などにおいて男女共同参画社会づくりに向けた自発的な行動をとることができるよう、わかりやすい広報・啓発活動を行います。男女共同参画に関する活動を行う団体のネットワークづくりを進めるとともに、各団体と行政が連携を図りながら、施策を推進します。

また、「檀原市男女共同参画審議会」において、男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。

その他、市内の各事業所等が男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

3 国・県等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国・県や他の自治体等との連携を図るとともに、本市からの情報発信を積極的に行います。

第2節 進行管理

1 実施状況の把握

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

2 施策の検証・評価

事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、「檀原市男女共同参画推進委員会」及び「檀原市男女共同参画審議会」に報告し、意見を求め、計画の実現に努めます。

また、計画の実施状況は、「檀原市男女共同参画推進条例」の定めにより、毎年1回公表します。

第 部 資料編

橿原市男女共同参画行動計画(第2次)策定経過

開催年月日	委員会等	内容
2006年 (平成18年) 7月12日	男女共同参画推進委員会 (第1回)	市民意識調査の内容検討
7月26日	男女共同参画審議会 (第1回)	市民意識調査の内容審議
9月1日～ 9月14日		市民意識調査の実施
11月30日	男女共同参画推進委員会 (第2回)	市民意識調査の結果から課題 等検討 事業所等実態調査の内容検討
2007年 (平成19年) 1月12日	男女共同参画審議会 (第2回)	市民意識調査の結果から課題 等審議 事業所等実態調査の内容審議
2月1日～ 2月14日		事業所等実態調査の実施
6月5日～ 6月7日		庁内ヒアリング実施
7月13日	男女共同参画推進委員会 (第3回)	事業所等実態調査の結果から 課題等検討 庁内ヒアリングの結果から課 題等検討 計画骨子について内容検討
8月3日	男女共同参画審議会 (第3回)	事業所等実態調査の結果から 課題等審議 庁内ヒアリングの結果から課 題等審議 計画骨子について内容審議
10月15日～ 11月2日		パブリックコメント実施
11月16日	男女共同参画推進委員会 (第4回)	計画案について内容検討
11月28日	男女共同参画審議会 (第4回)	計画案について内容審議
12月10日	計画の名称検討会議	男女共同参画審議会委員5名 で計画の名称を検討

橿原市男女共同参画審議会委員名簿

氏 名	役 職	策定にかかわった期間	
		18年度	19年度
小川 和 俊	市議会議員		
北場 好 美	市民代表者		
島本 郁 子	奈良県立医科大学 臨床教授		
田中 善 彦	橿原商工会議所 専務理事		
戸田 敏 久	奈良地方法務局 葛城支局長		
東山 昌 弘	奈良地方法務局 葛城支局長		
榊谷 佐千代	橿原市日赤奉仕団 委員長		
松井 静 子	奈良佐保短期大学 名誉教授		
松村 徳 子	市民代表者		
松本 清 二	橿原市労働組合協議会 議長		
宮 寄 淳	橿原商工会議所 常議員		
森下 みや子	市議会議員		
山田 磯 子	弁護士		
吉村 徳 久	人権擁護委員		

会長 副会長 (50音順・敬称略)

用語説明

あ行

育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。職場等で働く者（労働者）が、家庭生活との両立ができるよう、育児休業・介護休業・子の看護休暇の取得、時間外労働や深夜労働の制限の制度を取得できる権利を規定するとともに、事業主は労働者の勤務時間の短縮等の措置を講ずることを義務づけた法律。

一時保育

傷病時、育児疲れ解消などの理由で家庭での保育が困難な場合などに、保育所において児童を一時的に保育する事業。

延長保育

就労と育児の両立支援のため、時間外勤務や通勤時間の延長等に対して、通常保育時間を延長して保育を行う事業。

エンパワーメント

「力をつけること」を意味し、女性が自らの生活について自分で決定していく自己決定能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画など、女性が能力を培っていくことをいう。

か行

介護保険制度

社会の高齢化に対応し、2000年度（平成12年度）から施行された公的社会保険制度。要介護状態にある人が介護サービスを利用する際、その費用を被保険者から徴収する保険料だけでなく、国・都道府県・市町村が負担することや、利用者が直接介護サービス事業者と契約してサービスを選択できること、また、民間企業や市民参加の非営利組織など多様な事業者の参入が可能であるといった特徴がある。

隠れたカリキュラム

正規のカリキュラムに対して、なにげない言葉・動作などにより、固定的な男女の役割意識を無意識のうちに伝達しているものをいう。例えば、日常的な習慣や学校行事、クラブ活動における男女の役割分担や、性別を意識した進路指導などが挙げられる。

家族経営協定

家族経営が中心のわが国の農業において、家族が意欲を持って農業経営に取り組めるよう、家族の皆が話し合っ方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲等について文書で取り決めること。

休日保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴う、日曜・祝日等の休日に保育が必要となる児童を、認可保育所において保育を行う事業。

さ行

ストーカー行為

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗な「つきまとい」など、相手に迷惑や攻撃を与える行為。2000年(平成12年)に「ストーカー行為等の規制に関する法律」が制定され、定義が明確化されるとともに、処罰の対象となった。

性別による固定的な役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

セクシュアル・ハラスメント

いわゆる「性的いやがらせ」のことで、性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、または性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えること。

た行

男女共同参画社会基本法

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、1999年(平成11年)につくられた法律。...84ページ参照

男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」という。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする法律。1985年(昭和60年)公布。2007年(平成19年)4月に改正されたことにより、募集・採用から定年・退職・解雇に至るまでの雇用

管理のすべての段階における女性に対する差別の禁止から、男女双方に対する差別の禁止へと拡大された。

地域学級

文部科学省の「地域活性化推進事業」で、地域力を高め地域社会の課題解決のため、市民一人ひとりが地域の一員として、男女がともに参画して学びあう生涯学習の場。

人権意識を高め、豊かな地域づくりに主体的にかかわり地域課題について学習し、子どもから高齢者までが参加できる交流事業を行い、地域のきずなづくりを推進することを目的としている。

地域子育て支援センター

保育所を地域の子育て支援拠点にして、入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する拠点のこと。

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親しい人間関係の中でおこる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、心理的な苦痛を与える精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力も含まれる。

は行

病児・病後児保育

病気の回復期にあって集団保育の困難な期間に、保護者が勤務の都合上、家庭において育児ができない場合に、一時的に専用室にて保育を行う事業。

ファミリーサポートセンター事業

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う事業。

フレックスタイム制

社員があらかじめ決められた時間(コアタイム)に勤務していれば、その前後の始業、終業の時刻を自由に選択できる制度のこと。

放課後児童健全育成事業

小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に、その機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。また、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するため、企業による積極的かつ自主的な取組をいう。

ま行

メディアリテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、差別的な内容や固定化された男女の役割像が含まれていることが見受けられることも少なくない現状にある。メディアが伝える情報を見極め、利用者自身が情報を評価し識別することが大切である。

ら行

労働基準法

労働条件に関する基本法規であり、日本国憲法第 27 条第 2 項(勤労条件の基準)に基づき、労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として、労働契約・賃金・労働時間・休日及び年次有給休暇・災害補償・就業規則など、労働条件の最低基準を定めた法律。1947 年(昭和 22 年)施行。

檀原市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日

条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条 第8条）

第2章 基本的施策（第9条 第17条）

第3章 檀原市男女共同参画審議会（第18条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。

私たちのまち檀原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな檀原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取り組まなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する檀原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

(広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 檀原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、檀原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。
 - (1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項
- 3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年3月に策定された男女共同参画かしはらプランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

檀原市男女共同参画審議会規則

平成18年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、檀原市男女共同参画推進条例(平成18年檀原市条例第4号)第18条の規定に基づき、檀原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画調整部人権施策課男女共同参画室において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

檀原市男女共同参画推進委員会設置規程

(平成18年4月3日訓令甲第17号)

改正 平成19年3月30日訓令甲第12号

(設置)

第1条 本市において男女の人権が尊重され、平等な機会と責任を分かち合える社会の実現に向けて、庁内における連携体制の強化を図り、檀原市男女共同参画施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、檀原市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の総合的及び効果的な推進のための具体的事項の協議及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の啓発と意識の高揚に関すること。
- (3) 庁内における連絡調整に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長を充てる。

3 委員は、企画調整課、秘書広報課、人事課、総務課、防災安全課、財政課、市民課、地域振興課、農業振興課、福祉政策課、介護福祉課、児童福祉課、健康増進課、環境総務課、建設管理課、都市施設整備課、教育委員会総務課、学校教育課、人権教育課、社会教育課、婦人会館及び水道局総務課の長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの課に女性の管理職員がいる場合は長に代わってその者を充て、女性の管理職員が2名以上いる場合は、当該課の長が指名するものを充てる。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(実務担当者部会)

第4条 委員会に、実務担当者部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員会において指示された事項について検討するとともに、男女共同参画施策推進のための方策について調査研究を行う。

3 部会委員は、各部長より推薦された職員をもって充てる。ただし、管理職員は除くものとする。

4 部会長は人権施策課長を、副部会長は男女共同参画室長をもって充てる。

5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告するものとする。

7 部会委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、部会委員が人事異動等により欠員となった場合は、当該職員が所属する課から推薦を受けた職員を部会委員に充てるものとする。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成19年3月30日訓令甲第12号)

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

(平成18年3月1日告示第39号)

(目的)

第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 市民、関係団体、有識者(審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。)等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等(以下「規則等」という。)に基づき設置する審議会、協議会、委員会その他の合議機関

(審議会等の設置)

第3条 審議会等は、法律又は政令(以下「法令」という。)で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。

- 2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。

(審議会等の見直し)

第4条 審議会等については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により機能の充実及び運営の効率化に努めなければならない。

- 2 審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。
 - (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの。
 - (2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活発でないもの。
 - (3) 所掌事務、委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの。

(組織)

第5条 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、原則として15人以内とする。
- (2) 審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。
- 2 効率的又は効果的な審議を行うため必要があると認めるときは、審議会等に分科会、部会等を設置することができる。

(委員の公募)

第6条 委員は、積極的に公募により選任するものとする。ただし、次に掲げる審議会等については、この限りでない。

- (1) 緊急に設置することを要するもの。
- (2) 委員の選任基準が法令又は条例により規定されているもの。
- (3) 高度に専門的な事項について審議等を行うもの。
- (4) 特定の個人及び団体に関して審議等を行うもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審議会等の設置目的に照らし、委員を公募することが適当でないと認められるもの。

(委員の選任基準)

第7条 委員の選任(改選による選任を含む。以下同じ。)に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 檀原市男女共同参画推進条例(平成18年檀原市条例第4号)第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に掲げる女性比率目標を達成するよう女性の選任に努めること。
- (2) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。
- (3) 市職員は、原則として選任しないこと。
- (4) 関係団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広く構成員の中から推薦を受けること。
- (5) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。

(適正な運営)

第8条 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求める等審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

(会議の公開等)

第9条 審議会等の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により非公開とされているとき。
- (2) 檀原市情報公開条例(平成10年檀原市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)第6条第1項第1号から第7号までの規定に該当する情報に関し審議等を行うとき。
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

2 会議の公開又は非公開の決定(以下「公開等決定」という。)は、次のいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) 会議における承認
- (2) 委員全員による個別の承認
- (3) あらかじめ指名された委員による承認
- (4) その他審議会等が定める方法

3 公開等決定は、次条に規定する会議開催の公表までに行うよう努めるものとする。

(会議開催の公表)

第 10 条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 1 週間前(以下「開催公表日」という。)までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び情報公開室における閲覧の方法により行うものとする。

3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分
- (6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続
- (7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由
- (8) その他必要と認める事項

(会議の公開方法等)

第 11 条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成等)

第 12 条 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認めたものは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者(委員及び事務局)
- (5) 議題
- (6) 審議内容
- (7) その他必要と認める事項

2 前項第 6 号の審議内容の記録の形式及び会議録の確定方法の決定については、第 9 条第 2 項の規定を準用する。

3 会議を公開した審議会等の会議録については公表しなければならない。

(運用状況の公表)

第 13 条 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年 1 回公表するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 第6条の規定は、平成18年10月1日以降に選任される審議会等の委員の選任(再任を含む。)から適用する。

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第一章 総則 (第一条 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立で

ない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共

同参画基本計画を公表しなければならない。
5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政

策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行

政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するも

ののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

男女共同参画に関する年表

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
1975年(昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部に参与を設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 		
国連婦人の十年	1976年(昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO(国際労働機関)に婦人問題担当室を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法改正・施行(離婚後の氏の選択) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題に関する窓口を「県民課」とする
	1977年(昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人問題施策推進連絡会議」設置
	1978年(昭和53年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」第1回報告書発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人問題懇談会」設置 ・「婦人問題に関する世論調査」実施
	1979年(昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		
	1980年(昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」- 平等、発展、平和 - 中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位と福祉の向上をめざして」婦人問題懇談会提言
	1981年(昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正施行 ・「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設置 ・「婦人相談コーナー」開設 ・「北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」を総理府と共催で実施
	1982年(昭和57年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人情報コーナー」開設
	1983年(昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県婦人問題啓発推進会議」設置
	1984年(昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」- 平等、発展、平和の成果を検討し、評価するための世界会議のためのエスキューブ地域会議(東京) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題啓発フェスティバル婦人問題啓発推進大会」開催 ・「国連婦人の十年」最終年記念「婦人のつどい」及び「婦人の活動展」開催
1985年(昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年 - 平等、発展、平和ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍法」及び「戸籍法」の改正施行 ・「男女雇用機会均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准 		
1986年(昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・婦人問題企画推進有識者会議開催 ・男女雇用機会均等法施行 ・国民年金法の一部改正施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性センター」開設 ・「奈良県婦人行動計画」策定 	

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
1987年(昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 婦人問題企画推進本部 参与拡充		
1989年(平成元年)		・学習指導要領の改定(高等学校家庭科の男女必須等)		
1990年(平成2年)	・国連婦人の地位委員会 拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年(平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定)策定 ・「育児休業法」の公布(施行1992)	・「奈良県女性の現状と意識に関する調査」実施	
1993年(平成5年)	・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		・「奈良県女性行動計画」 修正版作成 ・課の名称を「婦人対策課」から「女性政策課」に変更 ・「奈良県婦人会議」を「奈良県女性問題懇談会」に改称	
1994年(平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置	・「男女が共に支える社会づくりのための県民意識調査」実施	
1995年(平成7年)	・第4回世界女性会議 - 平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく-ならの女性生活史-」発刊	
1996年(平成8年)		・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成	
1997年(平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」公布	・「なら女性プラン21-奈良県女性行動計画(第二期)」策定	・「企画調整課女性政策係」設置 ・「橿原市女性施策推進懇話会」設置 ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員意識調査」実施
1998年(平成10年)				・「橿原市女性施策推進懇話会」から女性施策の推進に関する提言 ・「橿原市女性行動計画(新しい風21)」策定 ・「橿原市女性施策推進委員会」設置

	世界の動き	日本の動き	奈良県の動き	橿原市の動き
1999年 (平成11年)	・エスキップ ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行	・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」を総理府と共催で実施	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催	・「男女共同参画基本計画」策定(12月)	・「男女共同参画についてのアンケート」実施	
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「奈良県男女共同参画審議会」設置 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 ・「データでみる ならの男女共同参画」作成	・企画調整課女性政策室設置 ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員アンケート調査」実施
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	・「なら男女共同参画プラン21」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改定版))策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置	・企画調整課男女共同参画室に名称変更 ・「男女共同参画推進会議」設置 ・「橿原市男女共同参画推進委員会」に改称
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」		・橿原市女性議会開催(第1回) ・「男女共同参画かしはらプラン」策定
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく(基本方針策定)		
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・県女性センター「チャレンジサイト」開設	・人権施策課男女共同参画室に組織変更
2006年 (平成18年)	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミニケ」採択	・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「なら男女 GENKI プラン」(奈良県男女共同参画計画(第2次))策定 ・「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	・「橿原市男女共同参画推進条例」制定 ・「橿原市男女共同参画審議会」設置 ・市制50周年記念事業 橿原市女性議会開催(第2回) ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施
2007年 (平成19年)				・「男女共同参画社会実現に向けての事業所等実態調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員アンケート調査」実施

橿原市男女共同参画行動計画(第2次)

女と男 ^{ひと}かがやき^{ひと}生きる にじプラン
～大すき かしはら～

発行	橿原市
担当	企画調整部 人権施策課 男女共同参画室
	郵便番号 634-8586
	奈良県橿原市八木町1丁目1番18号
	電話：0744-22-4001
	H P：http://www.city.kashihara.nara.jp
発行年月	2008年(平成20年)3月
